

第5回西和賀町議会定例会

令和2年3月11日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

細井町長並びに佐藤教育長より説明員として出席の旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分であります。制限時間の5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。議員におかれましては、通告外の質問はできませんので、あわせてお願いいたします。

それでは、決定しております登壇の順序に従い質問を許します。

登壇順5番、高橋和子君の質問を許します。

高橋和子君。

4番 皆さん、おはようございます。長瀬野の高橋和子でございます。

今日は、ご存じのように、東日本大震災の日でございまして、町ではひかり放送での黙祷を呼びかけておりまして、大変いいことだと思います。このように、全県、全国で心を被災地に寄せながら、復興をそれぞれの立場で願って、行動も起こしていくということが私たちに課せられていることではないかなと思います。

さて、私、どうもこのところ落ち着かないというか、コロナのせいかなとも思いますが、非常に落ち着かない感じでございます。それで、いろいろ問題提起含めまして、4つの項目で一般質問の通告をしております。これは、行政と一緒に考えていきたいという気持ちのほう非常に大きいものがございまして、淡々と質問してまいりたいと思いますので、どうぞ知る限りの情報を提供していただきながら、ご答弁をお願いいたします。

順番に行きたいと思います。一番最初は地球温暖化、2番目には新型コロナウイルス、3番目は人口対策でございます。最後は教育職の勤務負担軽減についてということで、以上の4点でございます。

最初に、地球温暖化でございますが、2つ項目でお伺いしております。初めに、地球温暖化による災害防止のためにCO₂抑制の対策が大事だと言われて、世界的に取り組まれている昨今でございます。

そこで、やはり山奥で、僻地であるとはいえ、当地においても全国、全世界に連動するようなCO₂削減の対策が必要ではないかと思ひますし、対策は取られていると思ひますので、その実施されている内容などについてお知らせをお願いしたいと思います。まず最初に、この点についてお伺いします。

議長 細井町長。

町長 おはようございます。2日目、よろしくお願ひいたします。

ただいま議員さんから、地球温暖化の災害の防止のためのCO₂抑制の対策ということでご質問でございました。担当課長のほうから答弁

申し上げたいと思います。

議長 町民課長。

町民課長 おはようございます。地球温暖化に対する町の対策及び実施されていることについてでございますが、私のほうからお答えしたいと思います。

温室効果ガスによる地球温暖化は、気候変動による異常気象等により災害をもたらすおそればかりか、雨や雪の降り方の変化による農作物への影響や人の健康、自然生態系への影響といった様々な分野に影響を及ぼすとされ、全世界的な課題であると捉えております。

代表的な温室効果ガスの一つがご質問の二酸化炭素、CO₂でございます。CO₂の排出量抑制の取組についてですが、町全体的な取組としては、ごみの分別収集の推進が挙げられます。これは、ごみの分別による燃えるごみの削減により、燃えるごみの燃焼から発生するCO₂の排出量抑制につながるもので、本町では現在資源ごみとして、紙類、それからプラスチック容器包装類、それからペットボトル、缶、ガラス瓶の分別収集を実施しておりますが、各地区の公衆衛生組合やごみの分別講習会などを通じて、ごみの分別や3R、リデュース、リユース、リサイクルといった、これの推進、それから資源循環意識等の啓発を行ってまいりました。

本町から排出されるごみは、微量ではございますが、減少傾向が続いております。人口減少に伴うものと考えておりますが、実際の収集現場ではまだ可燃ごみの中に分別できるごみの混入も相当量見られることから、今後も資源ごみの分別の徹底が必要と考えております。

また、将来的にはタブレットを利用するなどして、各種会議や、さらには議会においても、紙による資料の削減も検討すべきであろうと、またひかり放送を充実させることで、各課によるチラシ等の配布物をできるだけ減らし、ごみになるものそのものを減らしていくことが大切であり、そういうペーパーレスの時代であると

いうふうに認識しております。

次に、町内には現在防犯灯、街路灯合わせて1,228基設置されておりますが、平成29年度の事業で全て従来の白熱球や水銀灯より消費電力量が大幅に少ないLEDに変更したことに伴いまして、電力消費量を大きく抑制できたことはCO₂の排出量の抑制のみならず、防犯、街路灯の支払う電気料においても、かなり削減されていると思っております。平成30年度の331万8,000円、防犯灯の電気料ですけれども、従来の半分まで削減されている結果となっております。従来というのは、直近で一番高かった平成27年度の686万円に比べますと平成30年度は約52%のマイナスとなっております。

庁舎においても、公共施設の大規模改修の際には照明のLED化を推進してまいりたいというふうに考えております。

それから、役場庁舎での取組としては、年を通しての節電の取組、それから冬季暖房の効率アップのため、エアカーテンの使用やビニールシートによるカーテンを設置しております。それから、公用車の可能な限りでの相乗りの推進、コピー用紙の裏紙使用、コピー機や印刷機の統合による台数の削減、それから電子決裁による紙による歳入伝票等の削減などは、結果としてCO₂排出量抑制につながっているものと捉えております。

その他、町立西和賀さわうち病院のチップボイラーの導入であるとか、太田老人福祉センターへの太陽光発電装置の設置といった再生可能エネルギーの導入であるとか、それからさわうち病院の照明のLED化の取組はCO₂の排出量の抑制につながっているものと捉えております。

また、年々自動車の排ガス規制が厳しくなる中で、ハイブリッド自動車に代表されるような低燃費、低公害車の4輪駆動に対応した車種も最近では増えてきたことから、公用車の更新の際には今後とも選択肢の一つとして検討してま

いりたいと考えております。

今後ごみの再資源化に関する取組であるとか、節電、節水、暖房や車の燃料使用量の削減など、小さな自治体としてできるところからCO₂の排出量抑制に向けて、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

議長 高橋和子君。

4番 詳しくありがとうございました。

再生可能エネルギーという観点からいいまして、もっと前向きに取り組めるようなもののご検討があればお伺いしたいです。

あと、まきストーブなども結構影響してくるのかなと思います。そういった観点では……ちょっとこれは、でも大丈夫だよ、中だからね。どなたかご答弁できればお願いしたいです。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 まきストーブですけれども、大体年に2台か、今年は多くて4台、新規で設置していただいています。それで、どのくらいCO₂削減になるかというところは、ちょっと今手持ちの資料はないのですけれども、確かに再生可能エネルギーということで、CO₂の抑制にもなっていると思います。

議長 高橋和子君。

4番 まきストーブ関係は、もっと取組をアピールしていただけるのかなと思ってお伺いしました。

そのほかに、ちょっと視点変わりますが、森林がCO₂を吸収するというので、森林を増やそうというふうな活動も世界的に行われているわけですが、西和賀町は国有林ではありますが、物すごい森林があるのですが、こういった森林の観点からのCO₂削減を考えてみたことがあるかどうか。これは、相当の森林ですから、CO₂吸収には大きな役割を果たしているのではないかなという、町の存在意義にも関わってくるのではないかなと思いますが、関連しながらちょっとお伺いしたいですが、どなたか。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 ありがとうございます。昨日もしお話ししましたけれども、今森林環境譲与税といって国からお金が来ていますけれども、その税金ができた理由というのは、パリ協定というものの、COP21というところで、CO₂の地球温暖化防止の対策のために、森林整備を進めていくと地球温暖化防止になりますよねというところで、森林環境譲与税を使ってどんどん森林を整備して、CO₂の放出量を抑制してほしいという狙いでつくられています。そういった税金が来て、町の私有林の森林整備、今まで管理されていなかったり、放置されているようなところの森林整備を進めることで、CO₂の抑制にもつながっていくというふうに考えています。

議長 高橋和子君。

4番 非常にこれだけ広大な森林を持つ町としては、この点をすごくアピールしながら、税収も含めて人材も導入するというか、働く人も含めて、より一層取り組んでいただきたいと思いますが、そういうアピール含めて町長何かお感じになっていることありますか。

議長 細井町長。

町長 森林によるCO₂吸収といたしましては、今担当課長からも話ありましたように、90%近い森林面積を持つ我が町としては、森林整備そのものを進めていくということがCO₂吸収の対策になるということで、これは我々が継続的に進めていく義務と価値があるというふうに認識しております。

さらには、今森林譲与税等の取組があって、今後の展開になると思いますけれども、森林を有していない都市部との協定により、その吸収源を取引するというようなことで、地方の森林を理解いただくということにも着手して、そういう活動も広げていくべきかなというふうには認識しております。

議長 高橋和子君。

4番 そういった大事な大自然の資源をもう一

歩進めて、どんどん取り組んでいていただきたいと思います。

その次に、2番目のほうなのですが、こちらはちょっと問題提起になってくるかと思いますが、太陽光発電が拡大されてきて、電力の生産が全国的に増加しているということでございます。そして、太陽光パネルが設置される土地が非常に広がってきて、水害とか土砂災害の引き金になるという、そういう地域もあるそうです。そういった土地利用の課題、設置条件に条例による規制の強化が必要だという、そういう自治体もあると聞いております。当町の場合は、幾らか太陽光パネルも設置され始めておりますが、いろんなことが起きてからでは遅いので、いろんな対策をあらかじめ考えておく必要があるかなと思います。その所見をお伺いしたいと思います。

議長 企画課長。

企画課長 太陽光関係についてでございますけれども、近年全国的に建築基準法などの適用とならない中小規模の野立ての太陽光発電施設については、景観の阻害、反射光、土地の形質変更による災害の誘発、周辺住民への説明不足などの問題が指摘されているところでございます。

県内では、遠野市において許可制として規制を強化する県内初の条例の設置を表明しております。また、岩手県でも、令和2年4月から環境影響評価を義務づけることとされております。

当町では、発電事業者からの問合せが年に何件かあるものの、豪雪地帯や山間地などの地理的、経済的な条件によりほとんど進んでいないことから、現時点では規制強化の検討をしてございません。今後につきましては、開発の動向を注視しながら、必要な措置等について検討してまいりたいというふうに考えております。

議長 高橋和子君。

4番 これからはどのような気象条件になって、今まで考えられていた物すごい大豪雪が今年はほとんど、少ない雪だったということもありま

すので、あらかじめ考慮されて検討して、引き続き意図しておいていただきたいと思います。

それでは、2つ目に行きたいと思いますが、新型コロナウイルスについてでございます。これ通告したときから物すごい急激な変動がありまして、国の動き、患者の動向も大きく変わってきておりますので、ここでいろいろ結論出したり、はっきりしたものというのはなかなか難しいと思いますが、情報を共有しながら今後の取組の参考にしていただければと思います。

まず最初に、新型コロナウイルスの感染状況が流行となっているとマスコミが連日取り上げているというレベルでの通告でございました。医療機関へ県や国からの指導もあると思われませんが、どのような内容か伺いたいと思います。

また、もし当町で患者が発生したときは、どういった対応が取れるのか、そういう点についてまずお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、お答えいたします。

コロナウイルスは、人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルスで、新型コロナウイルス感染症はウイルス性の風邪の一種と言われ、飛沫感染と接触感染によりうつると言われています。飛沫感染とは、せきやくしゃみで飛ばされたしぶきなどで運ばれた微生物を吸い込むことで感染することをいいます。感染すると、発熱や喉の痛み、また1週間前後のせきや強いだるさを訴える方が多いのですが、重症化すると肺炎となって亡くなる方も出ています。

国は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症に定め、感染拡大を防ぐ対策を講じていますが、日に日に感染者が増えてきている状況です。現時点では、岩手県における感染者の報告はありませんが、国内各地の状況から、いつどこで発生してもおかしくない状況とも言えます。そのため、コロナウイルスを正しく理解し感染を防ぐために、住民へ広く周知するよう指導があり、町ではチラシを全戸配布しております。

もし当町で患者が発生したときはどういう対応が取れるかというご質問ですが、感染した患者さんは県内の感染症指定医療機関で治療を受けていただくこととなります。その方の家族や接触した方々への検査などは、保健所の指導を受けて対応いただくこととなりますが、今後コロナウイルスの感染動向によっては対応の変更なども考えられますので、引き続き国や県の動向を確認して、必要な対応を行ってまいります。

不安だからとむやみに医療機関を受診することで、治療の必要な人が必要な医療を受けることができなくなるおそれがあることから、住民の皆様の冷静な対応をお願いします。

コロナウイルスに不安をお持ちの方も多いかもかもしれませんが、全戸配布したチラシにも書いており、コロナウイルスを予防するには手洗いが大切です。せきエチケットを守って感染の拡大を防いでいただくよう、よろしく願いいたします。詳細については、全戸配布したチラシをお読みいただきたいと思います。新たな情報が入り次第、速やかにお知らせしますので、情報を把握しながら対応していただきますようお願いいたします。

また、医療機関としての対応につきましては、西和賀さわうち病院のような一般病院では、現時点において新型コロナウイルス感染を判定するためのいわゆるPCR検査は検体採取も含めて行っておりませんので、あくまでも疑いのある患者さんへの対応ということになるわけですが、現在さわうち病院では外来受診の際には全ての患者さんから体温測定をしていただき、37度5分以上の方は一般の患者さんと隔離した場所で問診を行い、一定の条件を満たしていると医師が認めた場合には、中部保健所に設けられている帰国者・接触者相談センターに報告し、指示を仰ぐことにしております。

なお、当面さわうち病院の受診に当たっては、予約、予約外にかかわらず、熱がある患者さんについてはそのまま受診するのではなく、一度

病院にお電話いただき、スタッフに相談の上、受診の可否の指示を仰いでもらいたいということとなります。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 ご説明をいただきました。最初は大きなことないウイルスかなというように国のほうでも思っていたようですが、どんどん広がりが大きくなって、非常に大変な状況になっていると思います。

それで、岩手県はまだ感染者が出ていないという、地図で見るとまだだなどというようにことで安心なのですが、いつ入ってくるかというようなことは本当に不安でもあります。ですから、みんなで決まっていることをちゃんと守ることが大事なのだろうと思いますので、役場が出したこういうチラシは非常に有効だと思います。字が大きいのもいいなと思います。やっぱりよく分かって、不安を大きくしないというのが非常に大事だということですし、手洗いが非常に大事だということをマスコミなどでもよく取り上げております。

ただ、西和賀の場合は高齢者が多くて、よく分からずに、いきなり病院に来るということもあると思いますので、後で調べたらコロナウイルスが出たというようなことであると大ごとになると思いますが、そういったときにはどうするのかというふうな対応は行政と医療機関で決めていますか。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今回のコロナウイルスの関係では、行政報告にもあったように、町で幹事会をつくってございまして、そういう中で関係機関で集まって情報共有しながらやっておりますので、医療機関、あと町のほうの関係で情報交換しながら、その対応については対応していきたいと思っています。

議長 高橋和子君。

4番 今までいろんな経験があつて、どうい

対応するかというのも大分固まってきたようですので、そういった指導も仰ぎながら、その場になったときは極力抑えるように、みんなで、町民も一緒になって取り組んでいくことが必要だと思えます。

これ見て私ちょっと感じたことを申し上げたいのですが、連絡先が岩手県中部保健所、岩手県庁医療政策室とあって、ファクスもあって、その下に相談の窓口もあります。若い人たちはいいですが、高齢世帯の方々はどうしても心配なことがあると町のどこかに相談したいと思うのではないかなと思えますので、そういった場合には、下に電話番号ありますが、これをもっと分かりやすく、まず何か起きたときに町で把握するというのも必要だと思えますので、全然知らないで保健所だけが把握して、後で町に来るというよりは、相談も一緒に、熱のある相談も受けて、そして連絡をしてあげたり、一緒に相談するというふうなことで、一旦町民の不安を受け止める場所を明記しておいて、こうなるとみんなよそに行けと言っているような感じがしますので、そういった点はいかがでしょうか。

議長 健康づくり推進監。

保健師長兼健康づくり推進監 PRありがとうございます。今町では、集まりを自粛いただいておりますけれども、自粛前に3か所ほど高齢者の集まりの場に行きまして、このチラシについてちょっと説明をさせていただきました。その際には、国ではこのように帰国者・接触者相談センターのほうにまず相談いただくようになっているというふうにはお示ししましたけれども、高齢者の皆さんは相談しやすいところにはまずは相談されると思えますのでということで、私たちの健康福祉課のほうにもどうぞ相談くださいというふうにご案内しておりました。ただし、全場所ではなかったのですけれども、3か所ほどにはそのようにご案内しておりましたので、今回これを通じて、心配な方は健康福祉課のほ

うにまずご相談いただいて、そしてこのような症状がある方につきましては、センターのほうに直接相談いただくことになるというふうなご案内にはなりますけれども、そういったことでまず不安のないように対応していきたいと思えます。

議長 高橋和子君。

4番 よろしくお願ひしたいと思います。

それで、先ほど申し上げたように進展した状況がありまして、教育長からも報告ありましたが、学校の長期の休みもあります。そういった点で、いろいろマスコミ見ていると、子供たちのいろいろな行動があったり、親の困難さがあったりしております。西和賀町の場合は、そういった点で何か子供が長期にお休みしたことによる課題というか、問題があるのかないのか、関連してお伺ひしたいと思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 ありがとうございます。学校がお休みになって、もう数日たっているわけでありましてけれども、教育委員会のほうも職員を各学校に派遣して、各学校の家庭訪問の状況、それから家庭訪問した際の子供たちの状況も各学校から聞き取って、把握をしてくれております。

確かに子供たち、本当に真面目にうちの中から出ないようにと頑張っているところもあったり、そんなに集団の中に入らなければいいのだよと、ちょっと体を動かすとか、マラソンするとか、縄跳びするとか、そういったところもやっていたいいのだよというふうなところも声をかけながら、先生方が縄跳びを持って子供たちのところに配って回ったりとか、そういったところでもいろいろと声をかけてもらったり、ケアをしてもらったりということをやっているというところを把握しております。

まだまだこれから先が見えない中で、一番それが不安の大きなところだと思いますし、子供たちにとっても心配だと思っておりますので、これからも継続してケアは続けていき

いと思っておりますし、また昨日の質問でも答弁させていただきましたけれども、状況に応じながら、その取組を考えていきたいというふうに考えております。

議長 高橋和子君。

4番 まだ患者も出ていないということもあるし、非常に過疎地でありますから、都会と違って、そんなに子供にうちの中にいろと徹底しなくてもいいかと思いますが、その辺の兼ね合いは結構難しい面があるかと思いますが、学童保育のほうに多く行っているというようなことはありますか。

議長 佐藤教育長。

教育長 ご家庭のほうでなかなか難しいというところのお子さんもあるということで、3月2日休校措置というところと合わせながら、学童を朝8時から夕方6時半までということで、すぐに対応してきたところであります。

ただ、学童のほうにも情報収集、それから私もちょっと顔を出したりということをしてきておりますけれども、20人ほどの登録があれば、その中で子供さんが来ているのは10人ぐらいだというようなところで、登録者の半分ぐらいのお子さんがその学童に来ているというお話は何っております。保護者の方のほうでも、すごく学童にお預けすることを心配したりとか、気遣ったりという意味での心配ですけれども、ご迷惑をおかけしないようになって、そういう配慮をしてくださっているというような話も何っております。登録人数の半分ぐらいの利用状況というふうに何っております。

議長 高橋和子君。

4番 マスコミを見ますと、また議会の中でも、非常に経済的なものが大変なところにいるのではないかなという心配を同僚の皆さんもしているわけなのですが、こういった長引いてまいりますといろいろな面にいろいろな影響が出ると思いますが、関連して、経済的なところでの影響について、知る限り、各課いろいろ把

握している面があれば、まだであればいいですが、関連してお伺いしたいなと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ご質問ありがとうございます。昨日も若干新型コロナウイルスに関する経済的なお話をさせていただきました。現在のところ、町で直接制度的なものは設計しておりませんが、これも今の現状をしっかりと把握した上での対応になるかと思っています。

今教育長からもありましたとおり、厚労省のほうでは現在、小学校等の休業に伴う有給休暇等について、それに対する、企業に対する支援策として、たしか調整雇用助成金といったものをつくっているはずでございます。これも日ごとに状況が変わっておりまして、休業された方に対して積極的に子供たちを見ていただきたいという中で、企業に対する支援策ではございますが、たしか8,330円ほど出るはずでございます。

また、今日でしたか、もう既にフリーランスに関してもお話が出ておりまして、これは個人事業者向けではございますが、その半分程度、4,100円程度でしたけれども、これについても出そうというふうにしています。

状況を今我々のほうでも整理しているところではございますが、たしか昨年同月比で5%ですとか10%の売上減少に伴うもので、今度経済産業省につきましても持続化補助金ですとか、そういったものづくり補助金に対する加点評価をしていこうというような動きもあります。

次々に出てきておりますので、そういった部分を整理しながら、足りない部分について、もし必要であれば、その都度町のほうでも検討させていただきたいというふうに思っています。国の動きは様々ありますけれども、県の状況もしっかり見据えていきたいというふうに考えておりますので、研究させていただきたいというふうに考えております。

議長 高橋和子君。

4番 じわじわと影響が広がってくるというふうなことは考えられますので、後でまた議会の中ではなく調査結果をお伺いしたいと思いますので、関連するそれぞれの課では、コロナ関係のそういう経済的な影響について、町民が影響されている部分があれば、できる限り把握しておいていただければと思います。

コロナについては、以上で終わりたいと。

続きまして、施政方針と教育長の演述について質問をしたいと思います。日頃、人口減少に対して何とかできないのかというのを誰もが考えていると思いますが、私もやはり人口減に対して、一人でも二人でもUターン、Iターン、いろいろ迎えて、まちづくりを進めていければいいなと思っている一人でございます。とことん役場仕事の中で人口増について取り組んでいただきたいなと日頃思っておりますが、町長の施政方針の中で、「まち・ひと・しごと創生総合戦略は、1年間の計画延長とし、効果ある人口減対策として、次期総合戦略策定を行う」と語っておられます。

そこでお伺いしたいのですが、これからのことをおっしゃっていると思うのですが、現時点で把握されている成果というものはどういうものがあるのか、まとめられているのだろうと思いますので、お知らせ願いたいと思います。

それと、それを基にして、これから取り組んでいくべき事柄、いろいろ計画されると思います。決定は、いろいろ委員会とか通じて議論した後で決定されて、私たちに教えていただくことになるとと思いますが、現時点での状況で結構でございますので、お知らせをお願いしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

第1次総合戦略に関しては、平成27年度に策定、今年度が最終年度となっております。各施策の目標達成に向けて継続的に事業を今進めて

いる段階でございますし、あとは並行して計画期間における効果の検証、課題の取りまとめを進めてきているというところでございます。

今年度の12月末時点の実績ということなのですけれども、こちらの重要業績評価指標の達成状況というところからしますと、100%以上の達成が11指標ございます。あと、50%から100%未満が12指標、30%から50%未満が2指標、30%未満が6指標となっております。

計画期間を通しての成果、これ全部というわけではないですが、まず各部署が展開してきた支援制度等による就業者数等の確保ということがあります。あとは、地産地消の取組として乾杯条例を推進してきまして、その実施から、今度は地域内の流通システムの検討への進展というような形に進んでおります。また、出会いの場づくりとして、結婚イベントでにし笑コンというものを開催しまして、こちらは1組が成婚したという状況でございます。あとは、地域内の受入体制の整備として、空き家を活用した登録制度、相談会の実施、改修補助金等を活用した移住定住があったということ。あとは、旧小学校区を単位とするふるさと交流事業の取組による交流人口の拡大を通しましても、地域の再発見ですとか、世代間交流なども促進がされたということが挙げられると思います。

ただ、人口ビジョンで目標としてきておりました社会増減ゼロというのは、これはなかなか難しい状況にはあるというふうに捉えております。

今後取り組むべき事項についてということなのですけれども、いろいろ各課等のヒアリングとか検討等しますと、やはり20代の人口流出の抑制が大事であるということと、あとは20代—40代の間のUターン促進策というものの強化というのが大きな課題ではないかというふうに考えているところです。

次の第2次の策定に関する国の指針では、市町村は国、県が策定した12月の第2期総合戦略

を勘案するという事となっております。また、計画期間に切れ目が生じなければ、策定期間は地方公共団体の実情に合わせて期間が設定できるというふうになっていることから、令和2年度につきましては第1次の計画に必要な修正があればそれを行って、1年間延長させることとして、その期間の中で策定に向けて十分な検討を行って、しっかりした計画づくりをしていきたいというふうに考えたところでございます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 そうしますと、我々実際携わっていないのでちょっとあれなのですが、いろいろUターン、それから就業人口ですか、そういった点で平たく言って何人増えたかといえば、何人と答えられますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 就業人口ですとかになりますと、累計なのですけれども、27年度から今までの累計という形になりますが、例えば新規雇用者数であれば、目標が90人であったのが46人であったというような形になります。

あとは、それぞれ農業分野とか林業分野でも目標に対して、農業でいくと10人の目標に対して11人だったというような、そういう数値の捉え方をしています。

議長 高橋和子君。

4番 Uターンというのはどういう状況ですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 Uターンにつきましては、これなかなか数値として捉えるのは難しいのですけれども、空き家バンクの登録の空き家の活用数などを見ると2件ほどになっていると思いますし、あといろいろ見えないところで実際Uターンはあると思いますが、それにつきましては例えば過去5年間の人口移動の動態を確認しながら調査をしなければ、把握できないかなというふうに思っております。

議長 高橋和子君。

4番 大した人口ではないから、端からすかさずかと調べていったら分かるというふうなことはないですか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 確かにUターン者については、例えば地域の行政区等を通じながら把握することは可能であるというふうには捉えています。それは可能だと思います。

議長 高橋和子君。

4番 実態把握しないと、成果だって分からないと思うのです。やはりやれることは何でもすかさずかとやって、積み重ねて、こんなだけやったよと報告していただきたいなと思います。

今現時点でUターンしそうな方で、まだUターンしていない、把握されているケースというのはありますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 Uターンをしそうで、されていないというふうな状況の把握は、ちょっと難しいというふうに思います。まず、Uターンをこれから促進していくということで、実際今時点の状況の把握というのは、今実際の資料は持ってきていませんが、過去5年間の推移を検討する段階で調べてはいる状況なので、そういうふうな把握には努めているということではございます。

議長 高橋和子君。

4番 何年か前にアンケートをやりましたよね。帰ってきてもいいよという人が何人かいたという報告を受けたことがあります。大分前かな。最近は、そういったアンケートは取らない……取っていないですよ。取りましたか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 ふるさと振興課としては、特にそれは取っていないのですが、ただ、今拡大コミュニティー、情報紙発行ということで、ずっと取り組んできましたけれども、その中で出身者に情報紙をお送りして、そこからアンケート回収という形を取っております。そうすると、

アンケートの回答結果としては地域の行事に携わりたい、手伝いたいとか、いずれは帰ってきたいと。その中でのそういう判断はしております。

議長 高橋和子君。

4番 やっぱり人口を増やしたかったら、そういう帰りそうな人を極力見つけて離さないという、すごくいい町だよ、これこれこういうふうにあるよ、病院もあるし、小学校もそれなりにあるし、子供の医療費や保育料とか、いろいろ手厚い行政施策やっているので、やはりいろんな、あらゆる全部の課で、町民と接するわけですから、その中でいろいろな情報を聞いたりもするわけですので、担当課だけではなく、ひょっと耳にしたら、それを全部担当課に集約させながら、来たい人にはいろんな条件をよくして来てもらうというような、本当に熱意を持って一人でも増やそうというような、そういうふうな全庁的な、庁内全部の、また町民もそうなのですが、そういった取組を巻き起こして、そして一人でも若い世代が入ってくる。あるいは高齢者が来たいと言うかもしれないのです。高齢者でも人は人です。人口は人口ですよ。地方交付税の算定基準になる。こういう話しすると非常にうまくないのですが、実態はそうですから、高齢者に選ばれる町でもいいと思います。本当にいろんな手を、町長中心にして、これからますます人口を増やすことを頭から離さないというふうな形で取り組んでいただきたいなと思っております。一言町長からお伺いしてもいいかな。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうからいろいろ人口について、何とか一人でも二人でもということの思いで発言がありました。確かに我々もそうであって、人口構成からいって、どうも自然増はなかなか難しいということは見えていますけれども、ただやはり大事なことは、一人でも二人でも、出生が少なかったらUターン、

Iターンを探すという手法にはなるかというふうに思います。我々もいろいろな機会を捉えて、発言できるたびにそういうことは呼びかけております。沢内会、湯田ふるさと会等、出席の際にいろいろな呼びかけをしているということ。それから、先ほど担当課長のほうからも話がありましたけれども、今各地区で拡大コミュニティーという形で、出身者の方とふるさとの情報交換をしながら、状況を提供しながら、ふるさとを思い起こして、何らかのチャンスにつなげられないかというふうな取組もしております。今後そういうつながりの中から、議員さんご指摘のように、やはり担当課だけではなくて、行政並びに一般の住民の人も巻き込んだ形の中で、そしてかつて取り組みましたけれども、それぞれの区長さん単位のところで、知り合いから一人でも二人でも来ていただく可能性を探るという取組をもうちょっとエンジン吹かさなければいけないかなと、そういう思いはあります。なかなか成果に結びつくのは一気にいきませんけれども、全く実績がゼロではなかったと思いますので、これを続けなければいけないかなというふうに思っております。

議長 高橋和子君。

4番 私は、人口増はやめたのかなと思っておりましたので、今町長のお話を聞いて、ではエンジンを大いに吹かしてやっていただこうと思いました。やっぱりばふらっとではなく、一歩踏み込みながら具体化させていくということ、後ろ向きにならずに一歩一歩積み重ねて進めてほしいと思います。計画掲げて、できませんでしたと課長も言いたくないと思いますので、どうやればこれが実現に結びつくのか、100%に近い数値に持っていけるのか、やってほしいです。

2番目のところ、言葉の説明をお願いしたいのですが、これは教育長のほうです。「ふるさと振興課と連携の下、人口減少に対応する地域活動の維持強化を踏まえ、地域拠点の必要性及

びその在り方を検討する」とおっしゃっておりますが、この地域拠点、そしてその必要性とはどういうことなのかということと、それからまたその後で「地域活動を担う次世代の地域人材の育成」というのは、具体的に言うとういうことなのか教えていただきたいなと思います。

議長 佐藤教育長。

教育長 ご質問ありがとうございます。私のほうの説明が不十分であったなというふうに感じるところでございます。

教育委員会としましては、公民館の館長さんの協議会等におきまして、このようにお話をし、てまいりました。公民館というものは社会教育法に基づいた社会教育施設として、住民の教養の向上、健康増進を図るために各種事業を行う施設と定められています。しかしながら、本町の多くの公民館におきましては社会教育施設というよりも、地域行事ですとか、地域の寄り合い等、地域の集会施設としての利用が実態と感、じているところでございます。ここを踏まえ、まして、地域にとって望ましい施設の在り方を地域の皆さんと一緒に考えていきたいのだと。今現在のままでありますと、社会教育事業をやらなければいけないという社会教育施設という縛りがどうしても出てきてしまいます。であるのであれば、必要に応じて条例改正を行いまして、地域にとって必要な自由に使える地域拠点、そ、ういった会館や集落センターとすることを視野に入れて考えていきませんか、そのことを通して地域の活性化につながるような拠点づくりを私たちは支援していきたいのですということをお話しさせていただいたところです。

また、ふるさと振興課のほうでは、人口減少に伴いまして地域活動の維持強化に係る取組を進めているところです。今年度は、行政区長や公民館長等にヒアリングを行いまして、地域活動に対する課題や意見の集約を図っております。その中におきましても、やはり公民館に対するご意見も寄せられているというところです。ふ

るさと振興課が進めている課題、意見を踏まえた取組と生涯学習課が進めております地域拠点のありようについての取組、これを横連携を図りながら、公民館活動、地域活動、その望ましい在り方について皆さんと一緒に考えていきたいということを考えているところでございます。

また、地域人材の次世代の人材育成に取り組むというところにつきましては、地域活動の維持強化につきましては、地域の基盤となる地域の組織、体制づくりがとても重要なものだと考えております。教育委員会は、人づくりを担うところでありますので、そういった部分で高齢化が進む各地域の次世代の年齢層の人材育成を図っていききたいということで、平成30年から地域の方から推薦いただいた方を県が主催する研修会に参加いただいて、人材育成を図っているところでございます。

また、公民館長会議において学習会を開いたり、もしくは町民教養講座を開いたりということ、で、地域の皆様方の課題意識を高めていきたいというところを取り組んでいるところでございます。

公民館長だけではなくて、そのさらに次の世代、地域をこれから担っていく世代、そういった方々に参加いただきながら、一緒に学ぶ機会を設けていきたいというところでございます。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 分かりました。非常にいい方向だと思います。やはり課を超えて連携しながら、地域に迫っていくということは大事なことだと思います。

そこで、今、平成30年から活動されている次世代の人材育成の面で、いろいろまた課題もあるのかなと思いますが、いかがですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 私たちのPR不足というのも実はあるところだなと反省をしております。地域の方々に参加していただくという事業の名称も、生涯学

習リーダー養成講座と堅い名前です。生涯学習を学ぶのかというような名称になってしまっているの、いや、そういうことではないのですよというお話はしているのですが、そういった部分で趣旨がなかなか地域に浸透していなかったなというところを私たちは反省しているところです。

あとは、地域の中からぜひご推薦をいただきたいと、こういう人に次任せたいから勉強してほしいのだということを出してもらいたいということをお願いしているのですけれども、そのところで地域から声はまだ上がってきていないというところを課題と考えております。

議長 高橋和子君。

4番 やはり次世代を育成するという課題は、非常にみんな差し迫っているし、困難であるし、重要な問題だと思います。この点も地域の人たちの力を借りながら、あの人、この人と具体的に人も推薦しながら、男女共同参画も含めて育ててもらおうということで頑張っていたきたいなと思います。

あと次に、最後になります。最後、今コロナで全国的に先生方は暇だろうなんて言われながら、いやいや、そうではない、物すごく困難なところに立たされているという実態が言われております。それは、やはり町内でも同じかなと思います。

教職員の長時間勤務の改善や業務負担軽減のために、統合型校務支援システムの導入ということでおっしゃっておられます。こういうふうに教職員の激務が全国的に問題でございます。これは、児童生徒への影響が心配されるという報道もありますので、この実態、町での実態、そして導入するシステムというのはどういうものなのか、ご説明ください。

議長 佐藤教育長。

教育長 教職員の勤務負担軽減についてのご質問でございます。

現在国及び県におきましては、学校における

働き方改革を推進し、教職員の長時間勤務改善等に取り組んでいるところでございます。学校における長時間勤務、長時間労働が全国的な問題となっております。西和賀町教育委員会としましても教職員の長時間勤務を是正し、心身ともにゆとりを持って子供たちに接してもらいたい、効果的な教育活動がなされるように業務改善に取り組む、それを学校とともに進めていくこととしております。

西和賀町の実態ということでございますけれども、小中学校におきましては、これは全国同様の部分も当然あります。学習内容、何々教育、何々教育と様々な教育、教科外の様々な教育内容が学校のほうに求められてきて、その多様化に追われていると、そういったところがまず1つあります。

その中で、西和賀町は小規模校ということで、先生の数、人数が限られております。その限られた教職員の人数の中で教育活動をするという困難さも、当然その中には含まれてきます。教材研究ですとか、それから教育指導に関わる事務、そういったものが児童生徒が下校した後に行われる。勤務時間外に行われたり、もしくは休日の地域の行事への出席、もしくは休日の部活動の指導、そういったものもあります。業務時間、業務負担というものは、他業種に比べましても少ない状況にあるとは言えないのかなというふうに考えております。

またさらに、給与に教職員調整手当というのがありますけれども、放課後、時間外の勤務もしくは休日の時間外勤務、こちらについては無給に近い状態での勤務をお願いしているというのが実情でございます。

そこで、学校の教育活動を支える教育委員会としましては、教職員が子供たちに接する時間及び教育の質の向上を図るために、今後学校の業務内容の効率化、または行事の精選、そういったものを支援しながら、また保護者の皆様、関係団体に協力や理解を求めていきながら進め

ていきたいというふうに思っております。

その一環として、教職員の長時間勤務の改善、また業務負担の軽減を目的に令和2年から、町内の4小中学校全てに統合型校務支援システムというものを導入する予定としております。

このシステムですけれども、その都度別途作成していた児童生徒の1年間の学習の記録である指導要録ですとか、個人の成績処理、出欠席の管理、それから授業の時間管理、健康診断、保健室への来室管理、そういったものをパソコンに入力することによって一括管理、一元管理することができると、先生方がそのソフトを使いながら情報共有ができるというシステムで、広く校務と呼ばれる先生方の事務負担が軽減されるというものでございます。

また、先生方の出退勤、これの管理機能もついておりまして、先生方の勤務時間を把握することができます。管理職による教職員の勤怠指導ですとか、個々の先生方の勤務意識の改善についても効果があるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4番 やはり子供たちをしっかりと育てていただくためには、先生方が元気で健康で、ゆとりを持ちながらというのが願いなのですが、今お伺いすると非常に厳しい苛酷な状況になっていると思います。一生懸命やればやるほど、熱心な先生ほど大変だというようなことも実際起きてくるわけですが、こうやってシステムをつくりながら負担を軽減していくということは大事なことだろうと思います。

また、今度子供たちにパソコンが配られると、その指導というのはどうなるのですか。

議長 佐藤教育長。

教育長 児童生徒にパソコンがというのは、将来的なGIGAスクール構想のということでございますよね。1人1台パソコンに将来なるということでございますけれども、そちらのほうの

指導も当然先生方が行うことになってきますし、今現在も、1人1台ではないにせよ、班に1台タブレットを配って授業等をしておりますので、そういった部分のパソコンの使い方については、子供たちも、また先生方も慣れているのかなど。ただ、それを今度どのように効果的に活用していくのかという部分については、これからまだ研究が必要なのかなというふうに感じております。

議長 高橋和子君。

4番 端的にお伺いしますが、そういったパソコンが入ることによって、子供たちの成績向上には非常にいいと把握されるのか。

それともう一つ、健康に対しての影響があるだろうと思いますが、そういった点でいろいろマスコミを聞いていてもあまり議論にはなっていないのですが、そういう点ではどうでしょうか。

議長 佐藤教育長。

教育長 教育効果の部分につきましては、動画もしくは視覚に訴える、それからそのパソコンもしくはタブレットを使ったものが前にある電子黒板に一斉に映し出される等によって、とても教育効果は高いものだと考えております。様々今各学校でも研究、授業実践がなされておまして、見に行くたびにすごく勉強させられるところですよ。

ただ、今議員がおっしゃったとおり、画面を見ることによる様々な健康の部分については、また別な意味で考えなければいけないのかなというふうに思っております。教育効果とは別な視点で、スマホ依存ですとか、ゲーム依存ですとか、そういったところについては注意啓発をしているところですが、そういった画面を見る時間が増えるということについては、授業で使うことによって当然増えるわけですので、そういったところはこれからも考えていかなければいけないし、指導も必要なことだと思います。

議長 高橋和子君。

4番 子供の健康を考えたときに、そういう今まで経験しなかったことが出てくるわけですから、やはりそういった専門的な方もいらっしゃると思いますので、学びながら先手、先手で予防していくというふうな心構えをぜひ持っていたきたいと思います。

最後に、端的にお伺いしたいのですが、先生方の負担軽減するためには、先生が不足しているのではないかなと思います。こういうシステムで改善される部分もあると思いますが、実際問題、人材不足ではないかなと思っているのですが、そういったことでの先生方からのいろいろなお話はないかどうかお伺いしたいのですが。

議長 佐藤教育長。

教育長 先生方の人数の不足というところのご指摘、ご質問でございます。そういった部分はあるのかなというのは実は感じるころではありますけれども、先生の人数につきましては県のほうで決めている定数がございますので、そのところを動かすというのはなかなか難しいのかなと。

そこで、子供たちに手厚い指導をしていくに当たりまして、町のほうとしては支援員を各学校に配置して、その人数、子供たちの指導の部分についてはフォローできるような体制を整えているというところではあります。

あとは、先ほど当然熱心な先生ほどという話がありましたけれども、時間は誰にとっても限られているものですので、先生方の意識の中でも限られた時間の中で、より効果的なものをつくり上げていくというような意識の下、お仕事をいただくと。ただらと仕事をすることではなくて、その中で仕事をするのだということ意識して、変えていかなければいけないのかなというふうに思うところでございます。

議長 高橋和子君。

4番 私、西和賀高校のときも非常に気になっていたのですが、こういう小規模校を維持して

いくためには、大都市で教えるような人員配置では駄目だと思うのです。そういったところで、無駄とまでは言わないけれども、そういうふうな視点で見られる、ただ人数だけで計算されてくるような、そういう教育現場というのは私はうまくないと思っているのです。だから、決めるのは上部のほうで、町としては何とも致し方がないということもありますが、現場の声はきちんと把握しておいて、制度が悪ければ制度を変えていくというふうなことで、子供を守っていく観点から、大人はそういう視点を持たなければ駄目でないかなと思いますので、流されずに、子供の前にしっかりと立って実態を把握されながら、町民と一緒にやって取り組んでいただきたいと思っています。

今1つベルが鳴ったので、ここで終わりたいと思います。少し早いですけれども。大変ありがとうございました。

議長 以上で高橋和子君の一般質問を終結いたします。

ここで11時25分まで休憩をいたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順6番、深澤重勝君の質問を許します。

深澤重勝君。

7番 皆さん、おはようございます。川舟の深澤重勝です。

今日3月11日は、忘れもしない東日本大震災が発生した日であります。あれからはや9年が過ぎました。改めて被災された方々に心からご冥福をお祈りしますとともに、お見舞いを申し上げたいと思います。

先ほど同僚議員の一般質問にもありましたが、新型コロナウイルスがほぼ全世界に発生しているという状況に先行きが大変心配されるころであります。一刻も早く新型ウイルスを制圧することを願うばかりであります。

一般質問に入ります。今回私は、庁舎の在り方の1点であります。昨日も同僚議員の質問があり、ある程度理解した部分もありますし、重複する部分もあるかもしれませんが、よろしくお願ひします。

昨年、まさに寝耳に水と言ってもいいような状態で、町政懇談会の内容についての情報提供という形と全員協議会において、庁舎の在り方について方針とスケジュールが示されました。示されたというより、我々にとっては通告を受けたと言ったほうがいいかもしれません。これらについて、以下のとおり伺ひます。

ここに至るまで、私自身、議会人として、あるいは一議員として、大きな責任を感じておりますし、特にも合併10年の節目の年に議長という要職にありながら、この問題に深く言及しなかつたことにじくじたる思いも大いにあります。それらもろもろの思いを含めて伺うものであります。

私は、以前からかねがね当局の答弁に疑問を感じておりました。答弁技術が高いというか、その場しのぎの言葉のまやかさも多いと感じておりました。ですから、議会質疑の議員の総括会議で、以前から議論がかみ合わないというのが大方の議員の意見でありました。そのことも含めながら、同僚議員が質問したことへの答弁に対して、改めて確認を含めていただきたいというふうに思ひます。

過ぎたことを話しても建設的ではないと言われるかもしれませんが、過ぎればいいというものだけではなく、昨日もありましたとおり、過去の検証も大事なことであります。ある程度時系列的に確認したいと思ひますので、平成17年の合併協議会の会議録まで行きますので、あらかじめ申し上げておきたいと思ひます。

まず最初に、昨年の町政懇談会の結果をどのように集約したかをお伺ひします。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうから庁舎の在り

方についての質問ですので、これについて答弁してまいりたいというふうに思ひます。

冒頭、当局側の答弁について注文がございました。私どもは、何とかうまくというのですか、適当にかわすというような、そういう意味は全くございません。一生懸命、議員さんの質問に対して真摯に答えていこうとして、答弁の内容を吟味しているつもりでございます。したがいまして、それについては我々もさらにその研究を深める必要もあるかもしれませんが、議員さん方の質問についても、何を聞きたいかということをもっと突っ込んで明確に質問いただければ、それに対してきちっと答えることができるというふうに思っておりますので、お互いそういう面で、この放送を聞いている住民の皆さんのためにも努めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さらに、ただいま冒頭、寝耳に水とか、突然通告というような発言がございました。庁舎についてでございます。これにつきましては、ご案内のとおり、建築調査の専門家に依頼して、庁舎の状況について調べていただいたわけでございます。その報告、まだ来る以前でございますけれども、調査が終了した段階において、所見というのですか、途中であるけれども、調査した状況を、その報告をいただいたときに、当時の議会政策研究会において、このことを話題にして勉強会を開催しております。これは、平成31年2月13日でございます。呼びかけは、当時議長でございました深澤重勝議長さんからの呼びかけによりまして、政策研究会「町施設の在り方について」をテーマとして開催しているところでございます。それについて、調査業者から沢内庁舎について建物の状態がよくないという報告をいただきまして、私のほうからは沢内庁舎が非常に危険な状態であるということ踏まえて、このままでは続けることはできないだろうと、暫定かどうかは別にいたしまして、老人福祉センターなどを改修しながら対応して

いくことになるだろうという話を情報提供として、所見として伝えさせていただいておるところでございますので、この件を申し上げておきたいと思っております。

町政懇談会、昨年11月から12月上旬にかけて開催したわけでございますが、もちろんいろいろな意見ございました。もっと住民に説明する機会を設けてほしい、あるいは新庁舎を建設してほしい、あるいは現在の分庁舎方式を継続してほしいなど、こういう意見がありましたと、主にこの3つですか、ということで集約したところでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 冒頭の寝耳に水の話になりますけれども、深入りしませんが、当初主に話になったのは、特に温泉施設の問題で話が進んでおりました、具体的にこの庁舎の問題はどの程度だったか、会議録を後で確認してみますけれども、そういう面で私の言い過ぎな部分があったらお許し願いたいと思っておりますけれども、もう一度確認してみたいというふうに思います。

それで、今言われました様々な意見を今後具体的に町としてはどのような形で生かそうしていくのか、そのことをお伺いしたいというふうに思います。

議長 細井町長。

町長 庁舎の問題に関しましては、安全の問題があるということになれば、早急に我々としては、そこに勤務する者、あるいはそこに出入りする住民の安全を考えて、緊急に補修して対応しなければいけない。そういう安全の確保を最優先に、どういう配置にすればいいのかということが最優先だろうというふうに思っております。

新庁舎の建設については、建設場所、財源確保など多くの課題があり、協議には十分な期間が必要となりますが、現在の両庁舎の劣化状況や耐震性を考えた場合、早急な対応が必要な状況にあることから、現在ある施設の有効活用を

前提として、最小限の経費で対応することとし、現在現庁舎の改修、耐震補強工事を行うことで、住民サービスの維持及び行政機関の中核施設としての安全性の確保、機能維持を図っていきたいと考えています。これは、先ほど申し上げましたように危険だということで、早急に補修等を優先しなければならないということであり、新庁舎については、どこに建てるのか、どういう財源を確保していくのか、どういう機能を持たせるのかということがありますので、今後十分時間をかけて検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 今の問題は、私の通告の最後の部分で議論したいというふうに思います。

私が先ほど聞いたのは、それぞれ町政懇談会でいろいろな部分を集約したわけでありまして、その集約の結果を今後どのように生かそうとしているかということを知りたいわけであり、その件についてはどうですか。

議長 細井町長。

町長 先ほど申し上げました集約の部分につきましては、懇談会後の説明する機会が私どもいつでも十分対応していきますということで、その後数か所、数団体において説明をいたしております。

それから、新庁舎建設、分庁舎方式等については、これは大きな課題となってきますので、新庁舎、将来的に必要なものであると仮定して、どのような形にするべきかということは、今後場所とそういう方向性をしっかり提案しながら、住民懇談会を、あるいは検討委員会を設置して協議していくべきものと、いかなければならないものと認識しております。

議長 深澤重勝君。

7番 私も2か所ばかり懇談会に出席したわけですが、距離的に最も遠い若畑地区で、70歳後半の人でありましたけれども、「町村合併をし

たのだから庁舎も1か所にすべきだと思います。少しばかり遠くなくても、お店の品ぞろえのように、全部1か所にしていれば便利です。思い切って一つにまとめることが便利でよい。仕事をする人にとってもよいことだと思う。沢内に残さなければとか、湯田に残さなければとか、これからはそんなことは考えないでまとめたほうがよい」という意見がありましたが、当局側は何も答えませんでした。それは無視ですか。もちろん懇談会記録は真っ白でしたけれども、それはどのように捉えて答弁がなかったということですか。

議長 細井町長。

町長 懇談会ではいろいろな意見が出ると思います。その時点でよしあしを議論しますと、次の意見のブレーキになることもあるので、我々としては住民の皆さんの意見を聞くということを重視しておりますので、特に意図があって答えをしなかったものではございません。

なお、今議員さんがご指摘の会場のやりとりの中では、「やはり西和賀町の地形を考えると、旧沢内、湯田それぞれに拠点があったほうが非常に住民のいろんな用足しで便利であり、そういう分庁舎機能を継続してほしい」という意見も出されたと記憶しております。

議長 深澤重勝君。

7番 これは、ただ付け加えでありますけれども、私も当初は、今町長が言ったように、分庁舎方式かなというふうに思っておりましたが、今年の地区の老人クラブの新年会で、80歳を超えた大先輩に「将来を考えたら1か所にまとめたほうがいい。西和賀の10年先、20年先を見据えろ。素人が考えても当たり前だ」と言われました。その意見について、私は非常にショックを受けたわけでありまして、多様な意見があるということは当たり前であります。我々は将来をどのように見据えて、次の世代に何を残すかということを実際に真剣に考えていかなければならない大きな事案であるということ

を改めて感じたところであります。

おおむね通告に沿って進めたいというふうに思いますが、先ほどもありましたように、分庁舎方式を継続するとありますけれども、両町村のバランスを考慮するに對してはどのようにお考えですか、お伺いします。

議長 総務課長。

総務課長 合併協定書に分庁方式は使用する事務所と職員数の関係や両町村のバランス等を考慮したものであると記載されていることに対してのご質問ということでお答えいたします。

今回の庁舎整備事業により、老人福祉センターを事務室として改修することで、これまでとほぼ同様の庁舎機能を維持することができると考えております。開発総合センターに比較すると、老人福祉センターの延べ床面積が小さいことから、議場や課の配置は変更となりますが、合併協定書にも記載されております住民サービスの急激な低下を防ぎ、総合支所的な機能は確保できるものと考えております。

合併後15年目を迎え、合併時における両町村のバランスを考慮しつつ、現在の町の財政状況、両庁舎の状況を踏まえ、これまでの住民サービスを維持していくため、分庁舎方式を継続するという方針を示したものであります。

議長 深澤重勝君。

7番 バランスという言葉の捉え方、いろいろな捉え方があるというふうに思いますが、この件については後段で、湯田庁舎の部分でまた触れたいというふうに思います。

質問が若干行き来するかもしれませんが、これらの件について、昨日北村議員にもありましたけれども、庁内に検討委員会、いわゆるプロジェクトチームを立ち上げて検討した結果、当局の案との説明を受けましたけれども、新築するときは幅広くということですが、旧沢内村民からすれば、今まで住んでいる母屋を解体されるようなものです。開発総合センターを解体するという事は、捉えようによっては、

新築するときと同じぐらいの重みがあると思いますけれども、それらについてはどのようにお感じですか。

昨日町長の話の中でありましたけれども、合併協議の中で旧町村の名前がなくなることへの複雑な思いの話もありました。まさに同様な人間の感情でありますから、そのような思いというのはあると思いますけれども、バランスも含めてその辺のことはどのようにお考えですか。

議長 細井町長。

町長 合併協議の際は、それまで一つではないそれぞれの湯田町、沢内村があって、全く違う自治体が一緒になろうと思って、それが一緒になってやっていくために必要なことを協議したという経緯があったと思います。そういう意味で、お互いに配慮して、バランスを重視してやっていきたいと思いますという考えでした。それでも納めていただいたのですけれども、そのときのものが現在まで来ています。それで私はよかったと思いますし、この間、そのことについてどうのこうのという意見というのはほとんどなかったというふうに記憶しております。

今合併から15年たちまして、町は西和賀町という一つになっております。その合併から15年たった今現在の状況、町を取り巻く状況、一つの町である西和賀町の状況を鑑みて、確かに地域性に配慮しながらも、町は一つという視点の中で何ができるかと、そしてさらに先ほど話ありましたけれども、住民サービスを低下させないと、急激な低下をさせないということをお前提として、町としてのありようを探っていくというのが我々の、今の行政の、そして今の議会の使命ではないかと私は思います。

議長 深澤重勝君。

7番 立派なご答弁であります。私は、冒頭に通告したように、今ある庁舎を解体するということは非常に重みのあることだというふうに思いますので、我々も解体されるのを指をくわえて見ているわけにいかないものですから、せめ

て防御創ぐらしいの傷を持って挑まないと、町民に怒られて大変でありますから、今までの流れを少し検証してみたいというふうに思います。

繰り返しになりますが、過ぎたことを言っても建設的ではないと言われるかもしれませんが、お付き合いのほどお願いしたいというふうに思います。

通告の3番目になりますけれども、沢内庁舎開発総合センターは、改修による長寿化は難しいことから、令和4年度解体に着手するとあります。時間が経過しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、様々な面で過去の検証も大事で必要であるというふうにも思いますので、伺います。

平成21年に耐震診断した結果をどのような扱いをしたか。

また、耐震診断結果を踏まえて速やかに工事をしておれば、たればではありませんけれども、1,690万円程度で済んだものを、直後23年の大震災もありました。なぜ工事をしなかったのか同僚議員が質問しておりますが、確認の意味も含めて改めて伺います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

沢内庁舎及び湯田庁舎の耐震診断については、平成21年度に実施し、診断結果の報告を受けております。耐震診断の結果、耐震性に問題があるとの認識はしておりましたが、両庁舎のほかに学校施設及び病院施設の耐震診断を行っており、それぞれの耐震診断の結果を踏まえ、優先度の高い学校施設及び病院施設の耐震補強工事を実施したところであります。

また、新自治体建設計画に盛り込まれている町立西和賀さわうち病院の建設、にしわが斎苑の建設など、住民生活に直結する施設や道路などの生活基盤の整備を優先的に実施してきたところであります。限られた財源の中での予算執行であることから、事業の優先度、緊急度等を踏まえ、事業実施の検討、判断をしてきたとこ

ろであります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 今言われましたように、それぞれ耐震の結果、内部検討だったように伺ったわけでありますが、それぞれの優先順位はあるというふうには思います。それぞれの判断は、それぞれの地区にあるというふうに思いますが、町長が平成22年4月に人事発令した職員、沢内庁舎に……湯田庁舎もあるわけですが、あえてこの場合は沢内庁舎のみについて触れたいというふうに思います。課長を含め、7課、約56名入っております、当時。そのほかにJA職員が約10人、今日のように議会の開会中であれば議会議員16人に三役と湯田庁舎から来る課長約24人で、合計90人ぐらいになります。それと、JAの窓口のお客さんや庁舎のお客さんも含めれば100人規模の人が出入りする庁舎であります。それと、庁舎は言うまでもなく防災の拠点であり、万が一災害が発生した場合、指令センターの役割もあります。

確かに学校、病院も、当然生徒がいる、患者さんがいるということで、優先順位を比較するのは難しいことかもしれませんが、庁舎以上に優先すべきという判断は、順序からいっても、その答弁はいかがかなというふうに思いますけれども、改めてその考え方をお伺いします。

議長 細井町長。

町長 いろいろな視点から見て、優先の度合いはあるというふうに思います。私は、新自治体が誕生して、協議の経過から西和賀町として抱える一番大きな課題は病院の継続であるということを重ね認識させられたところでございます、それをどう維持するか、そしてその維持するための手段の一つとして新築が非常に重要であるということが検討委員会に出てきて、そこに入って行くわけでありまして、したがって、私は西和賀という地域の一つの大きなシンボルと

しての町立病院、これをどのようにするかというのが最優先課題と出てきたところでございます。それに対して答えを出していかなければならない、それが最優先課題だという思いで、それは考えがありましたし、それを議会にお諮りして決定していただいたということで来たというふうに思っております。

議長 深澤重勝君。

7番 言われるまでもなく、当然議決をしているわけでありまして、過ぎたことに対して言うというのは、我々は天に向かって唾をするものということは重々承知の上で聞いておるところであります。

残念ながら我が議会は、追認機関でありますので、提案されれば全て通ります。耐震についても、提案されればストレートに議決されたものだろうというふうに感じておりますが、平成30年12月議会で輝彦議員が「庁舎の耐震化は災害対応時の脆弱性の一つで、安全性が求められている」と、安全性の確保についての質問に当時の総務課長は、「耐震基準を満たすための耐震工事を行えば、長期に使用することが可能であると考えておりますが、財政的な面で後回しになっている状況です」というふうに答えておりますが、財政的な面というのはどういうような面のことをいうのですか。あらかじめ総務課長に言っておいたのですけれども、どういうことを意味するのですか、これは。

議長 副町長。

副町長 私のほうからお答えします。

今の質問の財政状況というのは2つ、1つは21年度に耐震調査したときの町の財政状況ですけれども、当時町の借金の償還総額が17年の合併後18億から19億円ありました。それで、合併直後の4年、5年間はほぼ新しい事業には着手できないような財政状況でありました。先ほど町長が答弁されたとおり、そういった状況の中で優先順位を考慮して対応してきたというのがまず1つ目です。

それから、30年に総務課長が答弁した当時の財政状況、これは合併特例が10年間、合併してから10年間地方交付税の上乗せ効果があって、28年度から5年間、漸次、少しずつ減ってきている状況で、30年の見通しは約10億円交付税が減るだろうと。合併特例が終了して令和3年度には特例が切れる年度なのですけれども、10億円減るだろうという見通しの中で、今後どうしていこうかなということを検討していた状況の中での答弁だったというふうに記憶しております。

ちなみに、30年度の町の借金というか、返還額は約13億円ぐらいで、当時21年度は18億、19億円ぐらいだったのですけれども、それが改善されてきたのが、大体24から25年のあたりには14億円ぐらいまで借金の返済が減ってきました、28年度からは大体12億から13億円ぐらいの返済額になっております。そういった背景のことを踏まえて、総務課長が答弁したというふうに記憶しております。

議長 深澤重勝君。

7番 その分については分かりましたが、21年度の耐震の補強工事の概算額は、湯田庁舎がパラレルユニットフレーム工法ということで9,900万円、沢内庁舎が鉄筋コンクリート増設壁接着工法ということで、先ほど言った1,690万円ということが当時の見積りであります。私は行政はいろんな面で行財政運営をしなければならない、いろんな部分で判断しなければならないということは承知しておりますけれども、湯田庁舎もあったわけですが、湯田庁舎はこれから数億円をかけて改修して長寿命化を図るわけですが、この沢内庁舎は解体されるという通告を受けているわけで、その思いを強く持っていて聞くわけでありまして、たまたま今年1月31日の全員協議会で頂いた資料に銀河ホール文化創造館の近年の主要改修工事の報告がありました。平成22年、耐震診断した21年の翌年でありまして、22年から28年まで8,324万

9,000円の、主に音響設備、照明設備、舞台装置改修工事ということで、8,000万円以上投資しております。さらに、昨年12月に言われたのが照明設備で1億2,000万円、避雷針システムで699万6,000円、約700万円、さらにまた、具体的な金額は明示されておきませんが、今年度補正予算で改修費を要求するとあります。加えて、町長の施政方針で触れられておりましたが、大規模改修のための調査を行うと述べております。ここ10年で3億円近くになるのではないですか。財政的な面で耐震工事は後回しだと言われて、優先順位から後回しなり解体するの通告を受けて、納得できますかというのが我々の心情であります。両庁舎あるわけでありましてけれども、沢内庁舎の安全面は銀河ホールの音響設備に劣るものでありますかということ強く思うわけでありまして。先ほど申し上げましたように、議決したことでありますから、まさに天に向かって唾を吐くようなものだということは重々承知しておりますけれども、沢内庁舎の安全確保の耐震工事は銀河ホールの音響設備の約半分以下ですかということ強く思うのですが、それについてはどのように感じますか。

議長 細井町長。

町長 新町を建設する際に、いろいろあったわけでございますけれども、原則として両町村のそれまでの歴史を尊重すると、特徴的な歩みを尊重して、それを維持したいということ掲げたわけでございます。これにも当然財政が伴うわけですから、その範囲内ということにはなりますけれども、全てそういう限界に来ているというようなものについては、いろんな優先順位どうするという、人によって差があると思っておりますけれども、大事にしなければならないものを優先順位、それだつてぎりぎりの選択だったと思っておりますけれども、選択して予算を提案してきたつもりでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 ですから、いろんな部分の判断はあった

ろうというふうには思っておりますけれども、平成21年に耐震の見積りを頂いて、平成22年に、繰り返しになりますけれども、2,940万円、銀河ホールの音響設備に投資しているわけであり、私はそのことを聞きたいということで今言ったことでもあります。何度も繰り返しになりますけれども、議会で議決したことでありますが、沢内庁舎の耐震に約1,700万円あればできるものを、先ほど言ったいろんな財政面の関係でできなかったということですが、一方では銀河ホールの音響設備、どれだけ必要かどうか分からなかったのですが、約3,000万円投資しているわけであり、私は、その比較の判断を聞いているわけであり、いかがですか。

議長 細井町長。

町長 行政ですから、いろいろな分野についてそれぞれ投資しなければいけないということでもって、毎年予算編成したときにそれぞれの分野ごとにこれぐらいになっていますということも資料としてお示ししているところでございます。そういう建築物の安全を優先してやる投資もあると思います。そして、銀河ホールについての投資については、そこでいろんなイベントなり行事なりして、交流人口の増に役立っているという価値があるかというふうに思います。銀河ホールですから、公共ホールとして文化を一つの資源として展開しているわけですが、若い人たちがいろんな場所に住む根拠の大きな要素の一つとして、そこに文化の薫りがする町であるかどうかというのが一つの大きな存在になっております。そういう意味では、この町もそういう文化を育ててきた歴史があるわけですから、それを最小限の形の中で、経費はかかると、やはり投資する価値はあるというふうに思って、そういう予算を提案して、事業をやってきたところであります。

議長 ただいま深澤重勝君の質問の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩

いたします。

午後 零時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

午前中に引き続き、深澤重勝君の一般質問を続けます。

深澤重勝君。

7番 先ほどは町長から銀河ホールの必要性、その文化についてはいろいろお伺いしました。私は、そのことを聞くのではなくて、銀河ホールと単純に比較するというのではなくて、たまたま沢内庁舎の劣化状況の中に銀河ホールの今までの経過、これからのことが書いてあったものですから、先ほどありましたように、財政の問題も聞きました。財政が厳しいという状況も聞きましたが、そして1,690万円の部分、湯田庁舎あるにしても、こちらを取って、財政も厳しい、財政の面でと言われた次の年に銀河ホールの照明2,900万円も投資しているものですから、純粹に見て、何よ、これと思うのです。銀河ホールのものが駄目云々ではなくて、何度も言うように母屋を解体される今局面なのです。いろんな思いはあるわけであり、そういう中で財政の面で厳しいということで耐震はされない。そして一方では、くどいようですが、音響設備だけで約3,000万円も投資すると、それで理解できるか、納得できるかということ、相手の気持ちをどのように捉えるかということ、相手の気持ちをどのように捉えるかということ、相手を聞いていただくわけですが、様々銀河ホールの必要性について触れていただきましたので、その程度にしておきますけれども、銀河ホールのこの分を議決、それが駄目だということではなくて、くどいようですが、耐震の工事との比較で、銀河ホールの音響設備に比べれば、沢内庁舎の安全確保の耐震工事というのは半分以下かということ、聞いていただいております。もう一度、どうですか、町長。

議長 細井町長。

町長 耐震の制度、これは法律改正になって、

軒並みあちこちの施設が耐震工事必要というふうな状況になったわけでございます。ですから、それなりに耐震工事の必要なところについては手当てをしていったということでございます。当時は、耐震工事に対してすぐ着手しなければ、将来解体しなければならないと、そういう認識はもちろんなかったわけでございまして、順序を経て、優先度合いを考慮しながら着手していくという考え方であったのではないかなというふうに思っているところであります。

議長 深澤重勝君。

7番 それぞれ十分納得のいく部分ではないわけですが、少し前に進みます。

庁舎関連でありますから、分断ではなくて、一連に関連しますけれども、④の部分で、平成30年度に実施した劣化調査の結果を踏まえてとの説明も受けましたが、沢内庁舎開発総合センターの耐震工事（鉄筋コンクリート増設壁接着工法）の概算見積りを取ったのかを含めて、どのように検討したか伺いたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

沢内庁舎開発総合センターの劣化状況調査を平成30年度に実施し、その調査結果を基に検討した結果、劣化状況については特に屋根、外壁等の劣化がひどく、早期に全面改修を行う必要がある。躯体の強度は、設計基準強度未満の箇所があることから、仮に全面改修を行ったとしても、長寿命化を図るのは難しい状況にあると判断したものであります。

委託業者からは、躯体の強度が設計基準強度未満の箇所があった場合、耐震補強工事及び改修工事では建物の改善が図られないとの指摘もあり、改修による長寿命化は難しいとの判断から、解体するという方針を示したものであります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 これは専門家の判断ですから、我々がど

うのということにはいかないということを重ね承知の上で、ちょっと首をかしげたくなるような結果だったわけでありましたが、この劣化調査の強度の結果を見て驚いたのですけれども、平成21年、9年前ですか、耐震診断時の考察及び所見で、総務課長が昨年答弁しておるように、コア抜きによるコンクリート強度においては全ての供試体で設計基準強度18ニュートンより大きい値であり、ほぼ健全な状態であると思われる。中性化は、41年経過の割にはほとんど進行していない状況であるとの診断でありました。それが今度の劣化状況調査で、この9年間で、沢内庁舎だけが一気に、それも圧倒的に劣化が進んでいるというこの結果を見て、総務課長は何も感じませんでしたか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

劣化状況の結果を受けてどのような考えを持ったかということについてのご質問に対してのお答えとなります。

私としましては、コンクリート強度調査については指定された検査機関で適正に強度測定が行われた結果でありますので、その点についてはこの数値は正しいものであるというふうに判断しておりますし、その数値を捉えて検討してきたつもりであります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 確かに専門家の結果でありますから、そのとおりの答えになるだろうとは思いますが、コア抜きをした箇所は、いわゆるこの沢内庁舎は、各階ごと1か所、この調査では1か所ですか。

議長 総務課長。

総務課長 劣化調査の際にコア抜き調査をしたのは、各階1か所ずつであります。

議長 深澤重勝君。

7番 これを見るとそのとおりであります、図書室前のベランダの箇所をコア抜きしたとい

うことですか。場所。

議長 総務課長。

総務課長 コア抜き調査箇所についてお答えいたします。

1階については、庁舎裏北側の壁になっております。2階については、図書室前のベランダのところに壁で、ベランダに出て給湯室に向けての場所になります。3階は、階段を上げてロッカーの脇の部分になります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 そうすると、平成21年に各階3か所ずつ取っているわけで、なぜ今回は1か所だけかということと、ベランダの辺りの1か所を取って、この建物が入ってられない、危険だというような評価というのはちょっと納得しがたいのですが、一般的な検査方法はこういうことですか。建物のある1か所を取って、その建物全体の強度を評価するという、一般的な評価はそういう状態ですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

まず初めに、平成21年度の耐震診断については、建物の耐震性能を判定することを目的に、学校や役場などの公共施設で最も行われている2次診断の方法で診断が行われております。この2次診断とは、各階の柱と壁のコンクリートと鉄筋の寸法から終局耐力を計算し、その階が支えている建物重量と比較する計算方法であり、耐震性能を判定するための調査として、コンクリート強度の圧縮強度、中性化の診断を各階3か所で行っております。

これに対し、平成30年度に実施した劣化状況調査については、公共施設等総合管理計画による個別施設計画の策定に当たって、建物の状態を詳細に把握し、今後の修繕等の計画を作成したものであります。作成に当たっては、建設時の完成図書を基におよそ10年間の修繕等の履歴を確認の上、現地において詳細な劣化状況の調

査を行っております。劣化状況の調査結果については、1月31日開催の議会全員協議会で説明した状況となっております。

なお、躯体についてのコンクリートのコア抜き調査は、建物全体の強度確認のため、各階1か所ずつ行ったものであります。

耐震診断調査と劣化状況調査とは、全く同様の調査ではないということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 分かりましたとは言われませんが、今耐震と劣化の状況は違うものだという事を理解してほしいということでありましたが、副町長、名指しで大変恐縮なのですけれども、平成元年11月15日、第3回の全員協議会の席で、副町長……

(平成元年ですかの声)

7番 平成元年11月15日の全員協議会です。

(令和の声)

7番 令和元年。全員協議会の会議録でありますから、副町長さんは誤ったこととかを言うことは絶対ない人ではありますが、「この庁舎は耐震をしていない。地震があつて崩れたら大変だ。職員もいるし、住民も来ているので、誰かが亡くなったりすれば、管理者の責任が問われる」。問題はこれなのです。「耐震強化をやっていて、最低限の管理をやっていけばだが」、これなのです。それすらやっていないという発言なのです。これは、劣化調査した後ですから、副町長さんほどの人がせめて耐震工事さえやっておけばと。先ほど劣化と耐震の違いということだったので、この辺あたりを総合的に見れば、この耐震工事さえしておけば、今すぐ危険で、入ってられないというような状況にはならないということをもまさに副町長さんのこの表現があつたなというふうに私は思うのです。

ですから、繰り返しになりますが、劣化調査した後ですから、それらを基に調査結果の数字

を見ると、改ざんだとは思わなかったのですが、付度ぐらいいはあったのではないかなというような感じがしたのです。これは勝手な感じですよ。あまりにも沢内庁舎の部分だけが劣化が激しいものですから、私は今はやりの付度があったのではないかというようなことを、あったのでしょうかとは言いませんよ、そういうことをいろいろ思うものですから、まさにこの沢内庁舎、解体ありきで進んできたのかなということを思わざるを得ないような状況なので、我々もそう悪にとって見るつもりはありませんけれども、何度も言うように、いきなりではないと言うのですが、解体するというまさに通告です。それらを町民なり、あるいは私もそうですが、いきなり受け入れられるかということを考えれば、もっともっと丁寧な、あるいは理解を得るような、そういう流れがあって当然しかるべきだというふうに強く思うのです。答弁をお願いします。

議長 副町長。

副町長 今の令和元年度の全員協議会でのご説明ということでのお話がありましたが、私が西和賀町の副町長に就任したのが平成27年1月からなのですけれども、平成28年6月補正の関係、先ほど平成30年3月定例会の輝彦議員のいろいろやりとりのお話がありましたけれども、その前に平成28年6月補正で庁舎の、当時熊本の大地震災がありまして、庁舎が災害で機能しなかったという点も考慮して、6月議会のときに役場の機構改革の全体的な見直しに伴って、庁舎の配置替えの提案を行っております。その際に、当面の方針として分庁舎方式の継続、それから分庁に当たっては住民の利便性、職員の関係、地域振興に配慮する、それから災害時の機能確保のために優先的に庁舎の耐震改修を実施したいということで、議会のほうにご説明申し上げました。その際、議会からは庁舎の耐震の改修ということはほとんどご指摘がなくて、何が問題になったかといいますと、職員への周知や協議が不十分だったのではないかという点を指摘

されております。それから、6月議会に提案した理由は何か、当初予算で提案すべきではなかったのかというご指摘をいただいております。それから、配置替えに関する説明が不十分ではなかったかという、この3つが議会でもご質問があって、その後全員協議会を開催させていただいて、この3つのことについてご説明申し上げた経緯がありますが、過去にはそういう経緯がまずあったということをご承知おきいただきまして、今回の劣化調査を受けて、とにかく全国各地で地震が頻発している状況の中で、庁舎が機能しなくなるということは、地震等の災害が発生したときに庁舎が機能しないということは、二次災害、三次災害につながりますという趣旨で、最低でも庁舎の耐震の改修をやっているなければ、我々庁舎管理者として、いろいろ住民あるいは職員が、庁舎が壊れたときにけがするとか、最悪亡くなった場合に、管理者として説明がつかないという趣旨でお話ししたというふうに記憶しております。

それで、今回は国からの、何度もご説明申し上げていますが、平成25年、国の長寿命化計画、それから国から公共施設の維持管理の計画をつくるようにという、そういう通知を頂いて、そして町では28年12月にそういう計画をつくって、そして個別計画、各施設の個別の計画をつくることによって、国の起債というか、借金をしてもいい財政的な支援が令和3年度まで期限として示されていまして、財政が大変な状況の中でそれを急いで、庁舎、それから小中学校、それから文化ホール、病院、それと観光施設、町民が出入りする主なものを今急いでいろいろ調査をして、個別計画を策定した上で、財政的にも一般財源というか、起債で対応できるように今努めているところです。仮に沢内庁舎の開発総合センターを解体するといった場合、これまでは一般財源でしか対応できなかったのですが、今回は国のそういった制度で起債も起こして対応できるということで、

令和3年度までと示されていまして、我々としてもこういう財政状況の中で急いで、急いでというか、国からも早くやれと言われていたもので、対応していったというのが経過です。そういった中での私の全員協議会での発言だというふうにご理解していただければというふうに思います。

議長 深澤重勝君。

7番 過ぎたことでありますから、どこまでも深く掘り下げるつもりはありませんけれども、今副町長が言われた平成28年6月議会のことは私も重々承知しております。建設課が老人福祉センターに来るといふことからの始まりで、内部討議がどのようになっているかということを中心に議論された、恐らく8人ぐらいの議員さんが意見を言ったという理解であります。ですから、冒頭に言ったように、我々議員として、あるいは議会としても非常に大きな責任を感じているというのは、今副町長言われたように、議会からは耐震について何も言われなかったということになるわけですが、これは責任のなすり合い云々ということではなくて、我々の責任も大きかったのですが、執行者側からどうだということの関連でこの発言を見たところで、繰り返しになりますが、劣化調査した後ですから、耐震やれば、これは大丈夫だなというような解釈をしたわけなのです。それで、あえてこのことを取って言ったわけですが、今言われるように解体も国の起債が認められる云々ということになれば、またそれはそれで判断材料になったのでしょうけれども、我々は経過の段階であまり詳しい説明を聞いたような記憶がありません。そのことを一応申し上げておきますし、冒頭に言いましたように、我々はただ指をくわえて解体するのを見ているわけにはいかないものですから、いろんな自分の責任も含めて、過去を検証しながらやっていかなければならないという思いであります。前に進みます。

5番目の湯田庁舎は耐震工事を含め全体的に

必要な工事を実施し、長寿命化云々とありますが、最終的に何課を移動して、湯田庁舎、沢内庁舎それぞれ職員数は何人になるか伺います。一応昨日の説明で課の名前は言っておったわけですが、人数も含めてお願いします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

湯田庁舎改修工事費は、建物部分の改修工事費6,300万円、設備工事費1億5,000万円、合計で2億1,300万円、また湯田庁舎の耐震補強工事費は1億3,800万円を見込んでいることから、湯田庁舎の改修工事及び耐震補強工事を合わせると3億5,100万円を見込んでおります。

なお、湯田庁舎の改修工事費について、町政懇談会では6,300万円と説明してはしましたが、これは建物部分の金額であり、庁舎内の設備関係については各設備関係業者から詳細を把握した上で最小限の対応をしていくこととし、改修工事費には含んでいなかったものです。今回委託先の業者の協力をいただき、設備に係る工事費を試算していただいた結果、設備工事費については、先ほど申し上げました1億5,000万円を見込むものであります。

また、ただいま説明いたしました金額については、いずれも概算額でありますので、実際に設計等を行った場合、工種や工事費が変更となる場合がありますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

続いて、湯田庁舎へ移動する課、それぞれの庁舎の職員数についてお答えいたします。議場は、湯田庁舎の旧議場を改修して使用しようとするものでありますので、議会事務局を湯田庁舎に移動させる考えであります。また、事務室に改修する老人福祉センターのスペースが現在に比較し狭くなることから、事務の効率化を図るため、教育長と学務課も湯田庁舎に移動し、教育委員会部局の一体化を進めたいと考えております。なお、観光商工課については、川尻保健センターに移動する考えであります。

職員数については、現在両庁舎にいる正職員数を基に推計すると、湯田庁舎が59人、川尻保健センターが7人、沢内庁舎が36人という数を見込んでおります。

以上です。

議長 深澤重勝君。

7番 時間が迫っておりますので、残念ですが、少しはしょって行きます。

今言った3億5,100万円という数字は、あくまでも見込みであって、今後さらに増えるかもしれないというような、くぎを刺されているような感じではありますが、今年1月31日の全員協議会で町長が「町長として基本的な方針で進めますということを申し上げたいと思います」ということのアレから始まりまして、「情報の提供の仕方についても順序いろいろあると思うが、3億だからやる、5億だからやらないということではなくて、今ある施設を補修して使うということで、必要な経費は投入して、新しい役場庁舎として活用していくということでもあります」というようなことを全員協議会で述べております。この文面から見ると、それぞれに今の段階で3億云々ということですが、沢内庁舎はもう解体されてしまいますし、あと残りは湯田庁舎となってくれば、まさに町長の言う3億だからやる、5億だからやらないという、あえてこのことを申しているということは、これから青天井ではないかなというふうに推測するのですけれども、それで新しい役場として活用するということの真意はどういうことですか、町長。

議長 細井町長。

町長 私がそのとき申し上げたのは、青天井でいくということではなくて、今あるものを使って、最低限の費用で事務所を整備していくということでもあります。ただ、その詳細が3億になるのか、4億になるのか、5億になるのか、これは別に積み重ねた数字ではなくて、最低限でできる金額で庁舎を整備したいということで申し上げたつもりでございます。

議長 深澤重勝君。

7番 予測ですから何とも言いようがありませんが、最低限がどこまで上がるかということなのです。まさに必要な経費を全て投入してということでもありますから、そして繰り返しになりますけれども、3億だからやる、5億だからやらないということではなくて、必要なものを全て投資するということですから、最低限がどのぐらいになるかということなのです、一方の庁舎は解体してしまうわけですから。端的に言って、駐車場の用地もありますか。それと、議場の改修も、先ほど言った1億5,000万円に入っていますか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

初めに、駐車場の部分についてお答えいたします。湯田庁舎の現在の駐車場についてですが、約80台の駐車スペースがあります。そのほかに、障害者用の部分が2台分あります。今回駐車場の対応という部分については、旧中央公民館跡地を職員駐車場として使用することで、駐車場の確保を図っていきたいと考えております。

次に、議場の改修費についてですけれども、今回お示した改修費の中に議場の改修費は見込んでおります。詳細の金額はちょっと今持ち合わせておりませんが、見込んでおりますので。ただ、先ほど来から言っていますように、詳細にその部分を見て設計を組んだというものではありませんので、あくまでも概算として積算しているという部分についてはご理解いただきたいと思います。

議長 深澤重勝君。

7番 バランスの面については、職員的人数的には59人と7人ですから66人と、沢内庁舎が36人です。かつてバランス問題で三役偏るといようなことがあって、三役のうち最低限1人は沢内といった、そしてまた議会機能は沢内というようにしたことがあったわけですが、それら三役、町長、副町長、教育長も湯田

庁舎、職員数も大体、半分まではいかないのですが、ぐらいいの感じで、いわゆるバランス的に感覚としていいのかなということを1つ申し上げておきたいというふうに思いますが、時間の関係で進めさせていただきます。残念ですけども。

冒頭に申し上げた、今日この局面になる、これはまさにスタートではないかなというふうに思いますが、平成17年1月の合併協議会の会議録です。会議の議長は細井町長、当時湯田町長であります。ある委員の発言ですが、「事務所を1か所にまとめ、職員の士気を促すような形に持っていかなければ到底やっていけないというように思っているところがございます。事務所の問題は避けて通れない問題だと感じているところではありますが、ご議論をよろしくお願ひします」と。そして、その前段で雇用の問題をちょっと言っておるのです。これに対して細井町長は、「ただいま委員さんから雇用の問題で発言がありました」と、事務所の問題は完全に無視なのです。私は、この会議録を見てびっくりしたのです。それで、ずっと読んでいったら、一旦無視されたものですから、再度その事務所の件に触れられております。「事務所建設をするという立場でいけば、調査費、研究費なり、もっと突っ込んで、言うならば事務所建設のための基金創設ということまで考えられないのですか」ということを提案したのに対して、議長、細井町長は「事務所に関しては継続協議になっておりますので、そこで協議いただきたいと思ひます」、文面からするとまさに一蹴です。繰り返しになりますが、この会議録を見て私はびっくりしたのですが、この文面が25ページで、ずっと進んでいくと、46ページに目になります。具体的に言ひます。当時の湯田町の議長さんの発言で、「大きく分けて問題2つありますけれども、1つは任意合併協議会時代から私ども町長は庁舎の建設を行わない方向、やらないということに住民に説明してきておるとい

のが第1点であります」という発言ありました。それから15年も暮らしているわけですから、大なり小なり心境の変化もあるかと思ひますけれども、町長は一貫して庁舎を建てないということはこの時点で、任意協議会のおきから湯田町民に約束しておるものでありますから、合併してからもありましたが、新庁舎は新自治体においてその方針を検討するというようになっておりますけれども、そういう意思は町長には全然ないわけでありまして、そういう検討もしない。ご丁寧に議会の議決をいただきましたと言われた建設計画にものせない。当然のごとく幅広い検討会など夢にも出てくるわけがないのです。

ですから、そういう原点を振り返ってみて、今なるほどなということをおもったりするのですけれども、今度は新しい庁舎の基金の創設の部分があるわけですが、時間で残念ですけども、そのことを申し上げ、町長の意見を聞き、そして予算審議の段階で、予算ではなくて予算関連でこの部分について触れたいと思ひますが、今までのことについて町長の所見をお願ひします。

議長 細井町長。

町長 合併当時の所見であったと思ひます。それが今の庁舎建設と関連するかといえば、それは15年後のことは想定していませんので、全くないと言ひます。

合併の議論のときに何が背景にあつて、どういう町を施行していくために、どういう事情があつて合併せざるを得なかつたかということ、新町に託したものは何かと、それで実現していかなければならないのは何であつたかということをお優先的に考えていかなければならなかつたというふうに思ひます。当時の湯田町長としての考え方としては、庁舎どころではなくて、産業振興なり、生命尊重の理念を實踐する事業の優先ということをお考えていたのだらうと、今言われて、改めてまた思い出したところでありませぬ。

議長 深澤重勝君。

7番 大変消化不良であります、時間であり
ますので、これで私の一般質問を終わります。
どうもありがとうございました。

議長 以上で深澤重勝君の一般質問を終結いた
します。

ここで午後1時50分まで休憩をいたします。

午後 1時37分 休 憩

午後 1時50分 再 開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

次に、登壇順7番、刈田敏君の質問を許しま
す。

刈田敏君。

1番 3月定例会最後の一般質問となります刈
田敏です。

初めに、私からも東日本大震災により亡くな
られた方々にお悔やみを、そして被災された方
々にお見舞いを、さらに復興がより早く進むこ
とを心よりお祈り申し上げます。9年前の出来
事は、いまだに脳裏から離れていません。命、
絆、そして結の大切さを改めて感じていると
ころであります。これから何が起きるか分かり
ませんが、我々はこの命、絆、そして結の大切
さをつなげていかなければいけないと感じてい
るところであります。

それでは、一般質問に入ります。昨日、そし
て本日の一般質問では、これまで同様、財政が
厳しい、さらに厳しくなるという状況について
の議論が多かったように感じています。財政に
ついては、最も重要なことと強く感じているわ
けですが、私は別の方向から質問させていただ
きたいと思います。

西和賀町がどのようにしてこの状況を捉えて、
持続可能なまちづくり、地域づくりをしていく
かということが今最も優先されるべきものと感
じています。今回は、そのような西和賀町を町
民一人一人の協力による目指す町の姿、理想と
するあるべき姿を実現するためのルール、西和
賀町まちづくり条例について、そして産業のさ

らなる振興により、意欲向上、所得向上につな
がる可能性が大と思われる観光産業の振興につ
いての2点について質問していきたいと思いま
す。

初めの質問に入ります。西和賀町まちづくり
基本条例について。西和賀町まちづくり基本条
例は、新しい町としてのまちづくりの基本ルー
ルとして、町民、議会、行政の3者がそれぞ
れの役割を認識し、町民が主体的にまちづくりに
関わっていくことを目的として平成24年1月1
日から施行されています。現状について伺うも
のであります。

第1点目としては、第8章、参画と協働につ
いて、第16条に協働によるまちづくりを推進す
るための制度を整備するとあるが、制度の整備
の状況と実際どのような協働が行われているの
かをお伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 西和賀町まちづくり基本条例に基づく協
働のまちづくりの取組についてですが、担当課
長から答弁申し上げます。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからお答
えしたいと思います。

西和賀町まちづくり基本条例に基づく協働の
まちづくりの取組に関する制度の整備状況と、
どのような対応をしてきているのかとのご質問
についてお答えいたします。

まず、協働のまちづくりの取組に関する制度
の整備状況についてですが、平成24年1月の条
例施行を受けて、平成25年8月に岩手大学農学
部の広田教授を委員長とし、住民4名、議員2
名、役場職員1名、計8名の委員による住民協
働推進計画策定委員会を立ち上げ、およそ8回
の会合を経て、平成27年8月に西和賀町住民協
働推進指針として取りまとめております。

その後の対応についてですが、平成27年10月
に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略の
中で、西和賀町住民協働推進指針に基づく地域

コミュニティーの取組として拡大コミュニティー事業を展開し、旧小学校区単位でのコミュニティーづくり事業として、広報紙の発行や合同同窓会の開催などに取り組んできたところでございます。

次年度につきましても、引き続き拡大コミュニティー事業の取組は進めながら、成果や課題を整理して、西和賀町にふさわしい、将来にわたって持続可能な協働のまちづくりの担い手である地域コミュニティーづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 それでは、参画と協働については、現在も継続して行われているということによろしいかと思えますけれども、結果、今現在ほどのような状況になっているのか、拡大コミュニティーのあたりについてご説明をお願いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 拡大コミュニティー及びふるさと交流事業につきましては、まず平成28年度から取組を行っておりますけれども、28年度に旧小学校区単位で実行委員会を立ち上げまして、そこから名簿収集ですとか情報紙の作成、あとは交流事業の実施という形で取り組んでまいりました。

1 回当たりの情報紙の発行ですけれども、全ての小学校区でいきますと3,000人ほどに情報紙をお送りしているという状況でございます。その中からアンケート回収なども行うことで、出身者の方とのつながりというものができているというふうに捉えております。

また、交流事業につきましても、旧川尻小学校区のほうではダムの移転前の地図づくりというようなことで取り組みながら、2回ほど開催をさせていただいております。そのようなことで、多くの出身者の方との交流拡大が図られているというふうに捉えております。

中でも、情報紙を作るところで、地域のほう

からも関係人口の拡大ですとか、地域の課題を捉えた具体的な提案もございまして、一例ですけれども、空き家ですとか、あとは求人ですとか、そういうものを一体にして情報を出身者の方にお送りするですとか、あと一番新しいところでは湯本地区なのですけれども、雪あかりですとか、あとは裸まつりですとか、あとはそういうことで旅館においでになったお客さんに独自にアンケートを行いまして、512人の方から町の行事のすばらしさであるとか、よさですとか、町に来た理由ですとか、そういう分析を独自に行うような取組も始まっているということで、大変すばらしい事業に発展しているなというふうに思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 事業自体は、新しい様々なことで行われているということですがけれども、端的に私は地域コミュニティーというのは町内会であったり、自治会であったり、それから地縁集団というか、そういうことの趣のほうが大きくなければ、この町全体としてのコミュニティーの進め方にはならないのではないかなと思えますけれども、他の方向に進んでいくのもいいのですけれども、自分たちの分はどのような形で地域コミュニティーを盛り上げているのか、その辺がありましたらお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 私のほうからお答えするのは主に自治組織というか、行政区関係のことになってしまうのですけれども、その分でございますと、今年度全ての行政区にヒアリングを実施しまして、それぞれの行政区がいろいろ苦勞をされながら、活発に行事等に取り組んでいるという状況を把握しております。こちらのふるさと振興課としましても、さらにその地域が盛り上がる策ということを考えてときに、どういったものがあるかと思ったのですけれども、例えばふるさと納税というものを通じて、地域におけ

る独自のそういうものというのがあると思いますし、独自の行事というものもあると思うので、そういうものを出しながら、それをふるさと納税を通じながら地域の活力というような形にもつなげていけるのではないかとということで、行政区長会議の際などにもふるさと納税のそういう勉強会というか、学習会なども入れながら進めている状況でございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 このまちづくり基本条例というのは、全般にわたっているわけですが、教育委員会が考える地域コミュニティの醸成ということで、何かありましたらお聞かせください。

議長 佐藤教育長。

教育長 教育委員会が考える地域コミュニティ、地域づくりというところがございますけれども、今ふるさと振興課のほうからも話がありましたが、拡大コミュニティのほうの取組をしていると、その中で地域住民が集まって、これからのまちづくり等を考え始めているというところも伺っておりました。教育委員会としても、地域づくり、それから人材育成について、さきに申しあげましたとおり、人づくり、地域づくりをお手伝いできる部分、やっていきたいと思っておりますし、その部分についてこれからふるさと振興課と横連携を図りながら進めていきたいというふうに考えておりました。これまでは、公民館をというところの視点だけでしたけれども、その拠点の在り方ということも含めながら、それぞれ地域の中でご協議できればなどというふうに思っております。

議長 刈田敏君。

1 番 それでは、また戻りますけれども、この拡大コミュニティということに対して、いろいろな賛否あったわけですが、どのように成果として表れているのか。そしてまた、今後どういう方向で進めていこうと思っているのか。かなりこれ重要な話だと思いますけれども、

その辺をお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 拡大コミュニティのこれまでの取組を通してということでございますけれども、やっぱり成果としましては、先ほども話ししましたとおり、1回当たり3,000人ほどの出身者の方に情報紙をお送りしている。これが今までの累計で、1つの小学校区で8回ほどそういうのができておまして、その中から出身者の方とのつながりということで、アンケート結果の中には町の行事に関わりたいですとか、あとはできれば町に帰ってきたいですとか、あとかんが手伝えることがあればというような、そういうふうな話が寄せられております。その結果については、もちろん各地区の実行委員の方々にもちゃんとお示ししているところですし、その情報紙自体も各町内の世帯にも配布しているということでございまして、やっぱり町としてもそういう出身者の方が強い思いを持っているということを理解することで、町のやる気にもつながるといこともありますし、地域自体も情報紙を改めて見て、地域を再発見するですとか、新たに世代間のつながりなんかにもつながっていくというようなことも実際ありましたし、そういう効果は非常に出ていると思っております。

ただ、1つは若い世代のところはなかなか出身者のほうに行き着かないということがありまして、その名簿収集というのなかなか難しいのですけれども、さらに拡大人口を広めていくとすれば、その部分をいかにして集めていくか、そこにお送りするような形が取れるのかというところが問題ではあると思っております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 今学校区単位で行って、それはそれでかなりいい形では進んでいると思っておりますけれども、今後この状況をどのように変えていくというか、これはこれで持っていても、また別のほうの

ことも考えていかななくてはならないのではないかなと思うのですけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

このふるさと交流事業も地域連携の取組ということで、その一つだと考えておりますけれども、実際旧小学校区を単位に事業を展開しておりますが、実行委員会組織というか、この枠組みは相談をする組織だなというふうに捉えておりまして、その中で地域の連携とか、枠組みというか、そういう部分について話を重ねていくことにしたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、全体としてのつながりは持っていくということは理解しますが、その上、また別の方策もあるのかということは現在考えておられますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 別の方策といいますと、進め方といいますか……すみません。

議長 刈田敏君。

1番 大枠の中で進めて、そこはそこでそれなりにきちっとやっているわけですが、これがすぐ各地区独自のコミュニティーになっていくのかという、その辺はまた別の進め方をしたいかというのではないかなと思うのですけれども、分かりますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まずは今拡大コミュニティーは拡大コミュニティーの取組としまして、別に自治組織の連携ということで、その旧小学校区というところを相談の単位にはすると思いますが、地域の別の課題についての話合いですとか、そういうものは改めて進めていくという考えは持っております。

議長 刈田敏君。

1番 できればそちらのほうをお聞きしたいのですけれども、今の考えをお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 実際の行政区というか、これまでやってきた自治組織の強化のための枠組みというようなところだと思いますけれども、具体的にはどういう方向がいいのかというのはまだこちらで考えているというか、確実なところが言える部分はないのですが、ただ旧小学校区を単位にしながらこれまで連携を考えてきまして、それが果たしてこれから行政区のつながりというものを考えたときに、旧小学校区でいいのか、それとももしくはまた別の方向があるのかということを含めて、これから、次の年度になるかもしれませんが、地域に入りながら、そこは話を深めて検討していきたいというふうに考えております。そのために、話合いの場をどんどん持っていきたいというふうには考えているところです。

議長 副町長。

副町長 恐らく行政区含めて、公民館も含めてということですね。先ほど合併の関係の話が出ていましたけれども、合併協定書の中に自治組織の在り方という項目がありまして、その中に合併後に設置を検討する地域自治組織の範囲は、小学校区と地域の実情を考慮して定めるという合併当時の調整方針の中にそういう方向があったものですから、旧小学校区単位での自治組織の在り方というのをずっと、先ほど岩手大学の広田先生という話も出ましたけれども、そういう先生のご指導もいただきながらいろいろ検討してきたという経過はあります。

ただ、そういう検討の中で、先ほどふるさと振興課長がお話しした拡大コミュニティーという形に発展して、今いろいろ旧小学校区単位でそういった情報発信の取組をさせていただいているのですけれども、教育長からの答弁もございましたけれども、公民館の関係と、それから行政区、29の行政区と44の公民館の関係の課題を人口減少の状況にどういった枠組みで対応していくかということも含めて、今中でいろいろ

検討はしているのですけれども、来年度そういったことをきちっと検討して、一定の方向を示して、議員の皆さんにも相談を申し上げたいというふうに考えているところが今の状況です。

議長 刈田敏君。

1番 私は、まちづくり基本条例でうたっているコミュニティというのは、各行政区の中でも班だったり、そういうのが大きいウエートを占めると思いますし、今でさえ、今度各地区の総会等あるのですけれども、いろいろな状況を見ますと、かなり持続していく区の仕事面やら役員やらの部分で大変な状況がある中で、そこはきちっと進めていかないと、それが基本条例でうたっている地域のコミュニティに進んでいくのではないかなと思います。これから検討ということはかなり時間がかかっていくと思うのですけれども、現状を崩すことは絶対これ無理だと思うので、であればどのような形で進めていくかというのをきっちり検証していかなければいけないと思いますけれども、その辺はいかがですか、課長。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 そこら辺の部分につきましては、まさにそのとおりで、地域の実情というものをもとに捉えるような形で今年はヒアリング等も行いましたが、さらに踏み込んで進めていきたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 それでは、次に移りますけれども、第11章の行財政運営の第21条、組織について、現状ではどのような考えを持っているのかをお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

まず初めに、現在の町の組織体制についてお答えいたします。現在の組織体制は、課が14、事務局が2、事務室が1の合わせて17の課、事務局等となっております。この組織体制は、簡易水道事業の公営企業への移行、まち・ひと・

しごと創生総合戦略への取組強化など、町の重要施策の展開や行政課題に的確に対応するとともに、所掌事務の整理、効率化を図るため、平成28年4月1日に見直しを行ったものであります。

現在の町の組織体制については、町民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであり、社会情勢の変化に柔軟に対応しているものと考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 社会情勢ということでありまして、今庁舎についていろいろ議論されているところでもありますけれども、この効率性と機能性を重視していくには、組織の再編も同時に考えていかなくてはいけないものではないかと思うのですけれども、その点はいかがですか。

議長 総務課長。

総務課長 組織の見直しについての考え方ということですが、人口減少に伴う多様化する行政ニーズへの対応や社会構造の変化など、行政課題への対応、町の重要施策の実施に向け、組織体制の見直しについては当然行っていく必要があると思います。さらに、令和2年度においては地域自治組織や公民館の在り方の検討や第2次西和賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定など、そういうふうな重要施策もありますので、その辺も含めて見直しについては進めていきたいとは考えておりますけれども、はっきりこういう形でというふうな見直しの体制については、そういうふうな方向づけもまだできていない状況にあります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 これは、やっぱりやらないと駄目でしょう。財政面からして、いずれ職員が減るのであれば、今から対処していかなければならないと思いますし、ちょっと大げさかもしれませんが、課も産業であれば1つでいいのではないですか、

産業課、産業振興課。今分けているのはそれぞれのものがあってですけれども、将来職員が減っていくと、そして庁舎もどうなるか分からない中において、今そこは検討していくべきだと思いますけれども、この辺町長どうですか。

議長 細井町長。

町長 行政の組織については、社会状況の変化、あるいは当然今ご指摘のように職員も減じていく、地域社会も高齢化が進んでいくというような人口構成の変化もありますので、それに対応できるように弾力的に対応していく体制を整える必要があると思います。

例えば今1つ議員さんがおっしゃったように、産業振興関係でいうと産業振興課というような名前の中で1つにできるのではないかという意見でございました。かつて湯田町では、産業振興課が1つで、観光商工、それから農林関係まで全部担っていたときがありましたので、それは全てできないということではないと思います。ただ、幅が広くて、大変だったなという思いがありますけれども、1つ地域の経済活力、それから地域資源を有効に活用する、6次産業を有効に推進するというような視点から、それがメリットの部分もあるかもしれません。組織自体が大きくなりますので、その有効性の活用を検証しながら、そういう発想というのですか、検討も視野に入れなければいけないのかなというふうに今ご指摘していただいて思ったところがあります。

議長 刈田敏君。

1番 幅が広いと思います、確かに。行政がやらなければいけない課があるわけですが、これもこれ以上できないですから、圧縮、スリムにならない、そこまで検討する必要もあると思うのです。財政の面からいって、課を減らすことで財政面でまた変わってくることもあると思いますけれども、その検討も必要だと思うのです。いずれ町の人口が少なくなる、職員も減っていくという状況を今から見定めていかない

と、仕事量は増える中で職員が減っていくというのは、かなりこれは厳しいと思います。ぜひともここは即座に検討することが必要だと思うのですけれども、もう一度お伺いいたします。

議長 細井町長。

町長 今ご指摘いただいたようなことを視野に入れて、有効性を検討しながら、その辺を確認しながら、実行に向けていかどうか答えを出していきたいと思います。

議長 刈田敏君。

1番 ぜひともこれ進めていただきたいと思います。町民はやっぱ見る目が厳しいですよ、役場職員が多いのではないかと。その辺はきっちり説明責任の上で、こうやっているのだということきちっとやる形を協議していただければと思います。

次に移ります。第11章の第27条の町民からの意見、要望、苦情に対する対応はどのようになっているのか、お伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 意見、要望、苦情に対する対応については、町民の声を町政に反映していくため、懇談会や要望書受付など広聴活動に取り組み、役場内部での課題検討や情報共有に活用し、必要に応じて広報紙などで公表することとしております。

町政懇談会は、毎年度開催することとし、町の取組などをお知らせしながら意見交換をしております。加えて、個別の地域やグループから懇談会のお申込みを随時受け付け、地域の課題やまちづくりについて懇談することとしております。また、要望書や陳情、意見については随時受付をしております。

懇談会や要望書での対応については、ご意見、ご要望の内容を町長が確認した上で担当課に指示、または情報共有をし、必要に応じて書面、メールなどにより回答することとしてございます。

なお、昨年11月から12月かけて開催した町政

懇談会につきましては、先月号の広報紙に掲載してございます。今後も懇談会などの概要を町民の皆様へ公表に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1 番 現状は、できる範囲の中ではきちっとできているということでありませけれども、これまで、そして昨日もお話あったのですけれども、やはり受け身ではなくて、役場職員が住民に対して入っていくということがかなり今後必要なこととなると思いますけれども、そのことについて現状できるのか、またそういう可能性があるのか。全てというわけではないです。できるところからでもいいと思いますけれども、そういう考えも必要だと思うのですけれども、課長いかがですか。

議長 企画課長。

企画課長 役場職員が地域にもっと入るような形のご質問でございますけれども、地域担当職員制度もつくってございます。その中で、限られた中ですが、例えば高齢者の方の訪問であったり、特に豪雪であったりする年などは訪問させていただいて、それぞれニーズをお伺いしたり、困っていることがないかというようなことで相談に乗ったりもさせていただきます。

また、ふるさと振興課のほうで昨年実施してございますけれども、各行政区長さんや公民館長さんのご意見を伺うなど、これからはできるだけ地域の課題等々の収集に努めていきたいと思っております。

議長 刈田敏君。

1 番 この地区担当制なのですけれども、これはあまり評価がよくないのですけれども、実際どのように捉えていますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 地域担当職員制度ということで、29行政区にそれぞれ正副2名を配置するような形になっております。それで、実際に活動

状況等を見れば、地区の会議のたびに出席して、そういう情報提供ですとか、情報の取得に努めている地区もありますし、大体は総会に呼ばれて来賓的な立場であったりとか、あと敬老会とか、そういう部分にとどまっている状況でございます。ですので、町が進める事業、ふるさと交流事業とかでも、最初は地域担当職員制をどんどん入れてやっていったのですけれども、そういう事業には生かしていきたいというふうに思っていたのですが、なかなか職員自体も自分の仕事というのを優先で進めている関係もあって、うまく機能していないというのが状況です。ですので、次年度についても少し見直しというか、検討をしたいというふうには考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 最大の目的というのは、やはり職員と住民との意思疎通というか、いろいろな情報交換等あると思うのです。仕事が忙しいから行かないという話ではないと思いますけれども、この目的というのはどのように捉えていますか。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 地域担当職員制度につきましては、その地域の行事ですとか会議等に参加して、地域の実情を把握するということというふうに捉えております。

議長 刈田敏君。

1 番 しっかり検証して、やれる範囲でのことでいいと思うのですけれども、できるところとできないところがあるというのは、これはちょっとあんまりではないかなと思います。それでは、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

次に、基本条例については最後になりますけれども、第13章、条例の検証及び見直しについて検討しているのかということでもありますけれども、この条例をつくるに当たっては、長い年月と、それから人材も入っていて、町民自らが責任の上でこれをつくったわけでありませ

それは、やはり自分たちが住みやすい町をつくろうということで、この条例をつくってきたわけでありましてけれども、これについて検証、そしてここに書かれているような見直しというのは当然必要なことだと思いますけれども、これは現状どのようになっていますか。

議長 企画課長。

企画課長 条例の検証及び見直しについてでございますけれども、平成25年度から26年度まで検証委員会を開催し、検証作業を行っておりますが、条例の制定から年数もあまり経過していなかったことから、検証する事項がないということで終了し、今後の検証委員会については一定期間を経過し、状況が判断できる段階になった時期で再検証すると検討結果をいただいているところでございます。

現在協働のまちづくりの担い手である自治組織の機能強化に向けた検討を行っているところでありますので、今後自治組織の再編や令和4年度からの第2次総合計画後期基本計画の策定の段階において、検証委員会での議論、条例の見直しなどに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

1番 この西和賀町まちづくり基本条例というのは、これはやっぱり一番の今後まちをどうするかということで、最初にもお話ししましたが、住民と議会と行政が一緒になって自分たちの町をつくるということ、これ大分時間もたっていますから、もう少し検証していかないと、その時代に合ったものが今通用しないということもあるわけですね。あまりにもやることが多過ぎて、これはちょっと無理だということもありますよね。きちっと検証して、ここは進めていかなければいけないのだと思います。

ということで、まちづくり基本条例についてはこれで終わりますけれども、全体を通して、この西和賀町まちづくり基本条例というものはどういうものであるべきかということについて、

町長、その辺をまとめてお話ししていただければと思います。

議長 細井町長。

町長 ただいま議員さんのほうから、まちづくり基本条例についていろいろご指摘をいただきました。これは、住民の皆さんが健康で、この町で幸せに暮らすということを大前提にして、それぞれの立場にある者がどうあればいいかというものを目指した非常に崇高な条例であったというふうに思います。

日々の検証については、全てが着手できるものではありませんけれども、一定の期間を過ぎましたので、今ご指摘のように、実態と乖離していないかということも含めまして、我々の行政の日々の仕事について見直しをかけてみたいというふうに思いますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

議長 刈田敏君。

1番 やはりこの条例は、町民、議会、行政が役割をそれぞれ認識して、今できないこともあるのでしようけれども、そこを盛り上げていくこと、町の将来を明るくしていくことが必要だと思います。そのためには、この条例を化石化させないように利用する。とことん利用して、いい町を目指すということを、そのためのルールということでもありますので、これをきちっと進めていく体制も取っていただければと思います。

議長 質問の途中ではありますけれども、ここで午後2時55分まで休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時55分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、刈田敏君の一般質問を続けます。

刈田敏君。

1番 もうしばらくお付き合いをお願いしたいと思います。

次の質問に入りますけれども、観光産業の振興についてということで、これについてはいか

に仕事、そして雇用、収入を増やすかと、これをやらなければ西和賀町は本当に尋常でない状況になると思います。何とか皆様の協力で産業の振興というものを築き上げていかななくてはならないと思います。

質問の内容としては、これは各課にわたるかもしれませんがけれども、答弁のほうよろしくお願ひしたいと思います。第2次西和賀町総合計画の(3)、観光の振興について伺うものです。

1つ目として、具体的施策にある農産物の情報発信と外部交流システムの確立についての考え方をお伺ひいたします。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 それでは、私のほうから質問にお答えしたいと思います。

ご質問にあります農産物の情報発信は、広く農産物を含め6次産業に関する情報を町内外に発信するということでもあります。それを含めてお答えをしたいと思います。

平成30年度、令和元年度の2か年にわたって6次産業専用のホームページ及びSNSを開設し、町内外を問わず農産物を含めた6次産業に関する情報を的確なタイミングで分かりやすく伝えてまいりよう努力してきたところでございます。現在町の公式ホームページのリニューアルが行われておりますが、来年度、つまり令和2年度でございますけれども、公式ホームページ上で引き続き6次産業に関する情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、外部交流システムの確立についてお答えいたします。これまで取組が遅れておりましたが、来年度は小区画の農地の整備に着手し、近隣都市の住民及び企業に勤める社員が野菜や山菜などの栽培を気軽にできる仕組みづくりに取り組みます。宿泊を希望される人に対しては、町内旅館、宿泊施設をあっせんしたいと考えております。

昨日、それから本日の議論の中でも人口減少対策の議論がありましたけれども、これらの取

組によって農業サイドとしても西和賀町に訪れる人の数と訪れる機会の増加につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 ありがとうございます。

今6次産業のほうで農産物と、それから6次化された製品をSNS等で発信しているということでもありますけれども、具体的に6次産業のほうと、それから農産物、どのようなものが出されているのか、その辺をお伺ひします。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えいたします。

例えばということですが、ワラビの状況ですか、こういうふうな形で成長しているですとか、そういった状況ですとか、あるいは大根の一本漬け、そろそろ出るといったことですが、そういった情報をタイムリーに流すように努めているということでございます。

議長 刈田敏君。

1番 これに関しては、ほかの人たちは見るには見るのですけれども、ここを選ぶというときにはかなりいろいろなことを考えると思うのですけれども、例えば減農薬であったり、無農薬であったりとか、ほかにないものとか、そういう点について魅力はどのようなところに置いて発信しているわけですか。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 やはり西和賀町では、山菜やキノコといった山のものが非常に魅力かと思しますので、そういったものを周りの人たちは求めて情報を見に来ているというふうに考えておりますので、そこを中心として情報提供してきたということでございます。

議長 刈田敏君。

1番 今度は気軽にできるという、これもかなりハードルが高いのだと思うのですけれども、できる状況をつくって宿泊してもらおうと。これは、現実、観光商工課とのつながりとかはきち

っと持っているわけですか。

議長 6次産業推進監。

6次産業推進監 お答えいたします。

まだ全ての計画がきちんとできて、観光商工課のほうとも調整が取れているわけではないのですけれども、先ほど申し上げたように、どうしても農業というと1反歩ですとか1町歩ですとか大区画のものを想定されますけれども、近隣の都市の住民の方が農業をするということは、畳1畳ですとか、そんな狭い農地ということになるわけなのですけれども、そこで野菜とか山菜を取り組めるといったことを想定しているということでございます。

理想は、農泊という言葉にありますとおり、農家のほうに泊まって体験ができるというのがベストということになりますけれども、やはり農家のほうの高齢化が進んでいるといった中で宿泊まで提供するのは難しいと、こういったことで、近隣の旅館、宿泊施設と連携しながら進められればいいのかということ、この部分に関しては観光商工課としっかり調整を取りながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 次の質問にも関連していきますので、次の質問に入りますけれども、町が考えている交流人口というその定義、これは西和賀町としてはどのようなことを想定というか、考えているわけですか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 交流人口についてお尋ねですので、それにつきましては私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

交流人口につきましては、一般論としては本町を訪れる方々のこととなります。訪れる方々の目的につきましては、観光はもちろん、通勤、通学、買物や文化鑑賞、スポーツなど内容は問わないものでございまして、観光振興において

は自然や景観、歴史、文化、町が持つ観光資源を生かした取組として現在推進しているところでございます。観光における関連産業につきましては、裾野が非常に広く、大きな経済効果が期待できるというのは議員さんがおっしゃるとおりでございますし、そういった誘致活動を通して地域が自らを見詰め直す機会となり、地域の魅力等を再確認するといったことがこの地に住む誇りと愛着を持ち、一層活発に地域づくりが進められることであろうというふうに考えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 交流人口ということで、今ちなみに関係人口ということでいろいろなメディア等で見るわけですが、この関係人口と交流人口という、観光商工課で関係人口ということに関してはどのように捉えているのかお伺いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 観光商工のほうでお答えするべきか、ちょっと微妙なところはございますけれども、様々な概念があるかと思えます。ただ、関係されている方々と本町との結びつきになりますので、定住人口の状況であっても関係されている方々であると思えますし、当然交流される方々も関係人口に入る。さらに言えば、この地にいらっしゃらない方々であっても、例えばふるさと納税で関わりのある方々も関係人口に入るのかなというような概念で私どもは捉えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 確認します。交流人口というのは、観光客だというふうに私は認識しています。観光であって、特段その地域に縁もゆかりもないみたいな感じなのですけれども、やっぱり関係人口となるともう一步入ったリピーターであったり、いろいろなつながりがあったり、それをそんなに分け隔てなく一緒に考えているということでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 様々な形で本町に関わりを持っていただける方々が関係人口というふうになろうかと思えますし、我々としましてはそういった方々にも交流人口といったことで本町にも訪れていただいて、さらに町が進める観光による経済対策にもご協力いただければありがたいなというふうに感じているところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 ということは、交流人口と関係人口は一緒くたというか、そういう形の中では経済的な面では盛り上がっているという感覚で捉えました。

承知のことと思えますけれども、2020年度から5年間、地方創生の方針が変わりまして、第2期地方版総合戦略というのが始まるわけですが、今回は関係人口創出というのが大きな柱になっています。そういう意味では、まずまずそういうことを始めるべきだと思いますけれども、ここで、前回12月議会で教育長といろいろやりましたけれども、要するに山村留学と農山漁村交流プロジェクトを進めたらどうかということでありましたけれども、受入体制に課題があるということで、慎重に検討していきたいということのご答弁でありましたから、これはもう進まないのだろうなと思いました。あえてこの質問を町長に伺いますけれども、やはり地方創生含めて、今6次産業推進監も言ったように、やっぱりやる内容をかなり進めていくことで、産業、それからいろいろな面でつながっていくと思うのです。町に対しての所得の向上等を含めて、ぜひともこれは進めていかなければいけないものだなと思うのですけれども、この受入体制が問題だということと、これから検討していくという教育長の話でしたけれども、町長はその辺何か感じるところがあればお話ししていただければと思います。

議長 細井町長。

1番 ただいま交流人口、あるいは関係人口ということで、少なくなっていく住民の中だけで

はない、もっとウイングを広げるために、よそにいる人とつながりを持って、それを何らかの町としてもメリット、そして来た、関わった人にメリットをお返しするという関係を築くことによって、実際の定住人口よりも大きなまちづくりができるのではないかなということ、そこを大きく目指していくというのはいろんな可能性につながっていくと思います。

議員さんお話にありました受入体制の整理をしながら、もっと可能性を広げたらどうかということを書いてきたということでもございました。12月議会で質疑されまして、今後新年度においても新たな可能性に着手していきたいなというふうに思っています。

これまでは、前回教育長がお話し申し上げたように、その受入体制が整っていない、簡単によその人を受け入れられないということですから、逆に失礼に当たるというような可能性もありますので、そこはしっかりと整備しなければいけないというふうに思います。

町では、これまで観光産業関連の旅館産業とかもありました。そういう施設の新たな有効活用、例えば旅行スタイルも変わってきていますので、それぞれお持ちの部屋の活用の仕方なんかも変えることによって、そういう受入体制に寄与できる資源、財産も出てくるのではないかなというふうに思いましたので、これまでのように受入体制はこういう地域で、こういう人でなければいけないというそれ以外に、観光のウイングを広げる新たな観光の可能性の中で、その交流人口ですか、体験学習に来られる子供さんたちの受入れも新たな資源の活用という視点から検討してみたいなというふうに思っております。新年度の課題にしたいと思います。

議長 刈田敏君。

1番 ありがとうございます。これは、西和賀にとっては大変光が差したような、これをやることは非常に大切なことではないかなと思います。今までは観光といっても、いろいろな面で

かなりの投資もしてきたわけですが、それがどのような形で次につながっているのか、なかなか現実的には見えないような感じでしたけれども、これが農業につながったり、そしてまた住むところとか、いろいろなそういう施設をやるとすれば、空き家の対策等にも絡んでくると思いますので、町全体として一つのものにつながっていくのだろうと思います。そういう意味では、何とかこれを進めながら、ほかではできない、ここの魅力があると思うので、それをきちっと産業に結びつけていただければと思いますし、また検討する、進めていくということです。ぜひともきちっと進めていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。冬季イベントについてでありますけれども、今冬は温暖化になり、雪不足のため様々なところで被害が発生しましたし、原因は、午前中もありましたけれども、地球温暖化と言われていますが、今後においても不安な要素はとて大きくて、心配されるものであります。全国的にも季節行事の中止であったり、農業面では越冬野菜など作物の被害、そして今年の水不足も心配される場所でもありますし、観光においてはスキー場が営業できないところや、冬季のイベントの観光の出足が鈍り、予期しないところでの収入減ということで、これは大変な痛手になっていると思います。

ここ西和賀町においては、雪払いが楽だったとか、除雪にかかる経費が節約できてよかったという面もありますけれども、反面、町の除雪作業員の仕事量が減ること、それからスキー場の営業がなかなかうまくできなかったこと、そしてスキー大会が中止になったこと、そういうことを考えますと、先ほどの交流人口といえますか、そういう人たちが来ないということで、やっぱりこれも痛手を被っているのではないかなという気がいたします。

それで、質問に入りますけれども、今後の冬

季イベントの将来性についてお伺いするものでありますけれども、これはイベントをやることで何とか地元が潤うような、そういうことを想定していますので、その点についてお答えをお願いします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 ご質問につきましては、冬季のイベントについてということでございます。ご質問の中にはスキー場などもあって、当課で所管しているものではございませんけれども、観光商工課で分かっているところの冬季イベントについての将来性についてといったことにお答えをさせていただきたいというふうに思います。

冬季におけるイベントにつきましては、各地域が取り組んでいる歴史、文化的なものもございますし、それぞれの実行委員会が主体となって開催しているような、雪合戦であるとか、雪あかりであるとか、各種スポーツ大会などもあり、様々な形態を取らせていただいているというふうに理解をしております。

将来性につきましては、各主体がまず検討して、継続的に開催をしているというのが実態でございます。本町における冬季イベントの開催の意義につきましては、観光関連といたしましては、閑散期である冬季における直接の誘客活動につながるものとして、経済活動としては非常に大きなものでございます。あわせて、冬季イベントの開催によって情報発信ができることによって、冬季に限らず年間を通した来町していただける交流人口の拡大につながるものであろうというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 こうして冬季のイベントを見ますと、雪あかり、雪合戦、イベントとは違いますが、各地の伝統行事、それからスポーツ大会となると管轄違うと言われればそれまでですが、冬場の分全体を通して産業につなげると

いうことは、これはありだと思えるのですけれども、横連携も含めて、来るお客さんに対してやっぱりいろいろな、物を買ってもらうとか、宿泊してもらうとか、いろんな面ではきちっと一つの受入れということを考えていかななくてはならないと思うのですけれども、その辺の考えは持っているか伺います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 管轄が違うといったことではなくて、当然のことながら様々な方々が本町にいらっしやっただけでおります。観光につきましては、観光商工課が全てということではなくて、過去の質問でもちょっとありましたけれども、町外の方が非日常を体験するのが観光でございますので、魅力的なものであれば全てが観光の資源になるといったことでございます。その多くを観光商工課のほうでは様々な形でPRを、磨き上げもしながらPRもさせていただいて、いらっしやっただけでいるというふうに理解をしております。

今観光商工課としましては第3次アクションプラン、観光振興計画の中で策定をし、パブリックコメントを取ろうという動きをしているところでございますので、今後ともそういった中でさらに推進を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長 刈田敏君。

1番 分かりました。

それで、最後の質問になるわけですが、今回雪不足になった分で、雪あかりとか、スキー大会とか、いろいろちょっと情動的にうまくないところもあったのかもしれませんが、雪あかりについては実行委員会で、判断はどこですのかということと、スキー大会については、これに対してできるような対策が講じられないのか、その辺をお伺いいたします。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからは雪あかりと雪合戦のご質問についてお答えさせていただきます。

だきたいというふうに思います。

今回非常に雪が少ない状況ではございましたが、両イベントとも……イベント、スポーツ大会といいたいでしょうか、開催をさせていただきました。

まず、雪合戦につきましては、例年建設課の協力によって雪球用の雪を運んでおるとというのが例年の作業としてお願いしているところでございますけれども、今回はそれに加えて少雪の状況でございましたので、校庭内に一般車両が乗り入れる臨時駐車場をつくっております。そうしますと、雪の量が少ない状況になりますと校庭に損傷を与える可能性がありますので、そういった部分についても一部雪を運び入れまして、対応させていただいたということになります。

また、雪あかりにつきましても、メイン会場というわけではないのでしようけれども、開会行事が行われる会場、ほっとゆだ駅前と、あと貝沢地区におきましても地域の方々のご協力によって雪の運び入れができたというふうに聞いております。そういった中で、少雪ではございますけれども、何とか対応させていただいて開催に至ったということでございます。

たまたまではございますけれども、昨日雪あかりの実績報告が上がってきまして、去年の実績では大体7,000人の入り込み客であったわけですが、今回は少雪でかなり心配はしましたけれども、若干減の6,500人であったということです。思った以上に雪が少ないことで交通の面がよくなって、逆にいらっしやる方も増えるというケースもあるようでございます。そういった中で、実行委員会ではしっかり対応させていただいたということになります。

いずれ開催の可否につきましては、実行委員会がそれぞれの中で判断をさせていただいているところでございます。

議長 佐藤教育長。

教育長 沢内クロスカントリースキー大会、マス

ターズ大会についてお答えをさせていただきます。

まず、2月14日の時点でゲレンデの状態により開催の有無を判断するというので、大会実行委員会のところで確認をしておりました。その際、スキー場の状況把握については事務局、要するに生涯学習課のほうに一任ということでお話をいただいております。

そして、今年度の状況、朝7時50分の段階で積雪量42センチ、昼の11時半の段階で35センチということで、積雪量が少ないということ、そして安全対策のためにネットを張る、子供たちがけがをしてはいけないということで、そういった対応をするわけなのですけれども、そのネットを張るためのポールの設営が難しいというようなところを判断しまして、今年度の中止を判断したところをございました。その際、大会を開催させるために雪を搬入して行う、もしくは別な会場で行うという等の意見はございませんでした。

また、コースですけれども、今年度新たにコースをつくり、志賀来スキー場の新コースとして開設をしております。そのコースの斜面が例年のコースとは違いますので、そこに雪を搬入する、そして重機をゲレンデの中に入れるというのは困難だということも判断の材料となっております。

議長 刈田敏君。

1番 これについては、もう少しお話ししたいところがありますけれども、予算のほうでもできると思いますし、要するにもっと活用していくことが必要ではないか、できない分は町と協力しながら、除雪等と協力しながら、できるところをやることで、これは変わってくるのではないかなということのあれですけれども、また後でお話ししていきたいと思います。

これで終わりますけれども、最後に一言申し上げて終わりたいと思いますけれども、またまちづくり基本条例に戻るわけでありませけれども、やはりこれは持続可能な町を何とかみんなで協力してつくり上げようということの中身でありますけれども、西和賀町まちづくり基本条例の第8章を読んで私の質問を終わりたいと思います。

第8章、参画と協働、(参画機会の保障)、第15条、町の執行機関は、町政に関する重要な計画の策定及び変更並びに住民生活に重大な影響を及ぼす施策及び制度の導入及び改廃をしようとするときは、町民の意見が町政に反映されるよう多様な参画の機会を設けるものとします。

終わります。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

明日12日からは予算審査特別委員会に移りませんが、予算審査特別委員会については全日程告知端末放送を行いますので、あらかじめお知らせします。

議員各位には、会期日程に従い、予定した日程で審査を終えられるよう、特に望んでおきます。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時23分 散 会